

青 森 県
特 定 家 畜 伝 染 病
対 策 マ ニ ュ ア ル
【組織対応編】

令和4年11月
青 森 県

— 目 次 —

1	目的	1
2	対象とする特定家畜伝染病	2
3	特定家畜伝染病対策の基本方針	3
4	特定家畜伝染病の発生段階別対応	4
■	発生段階の基準	4
■	フェーズⅠ 海外発生・国内未発生期	5
■	フェーズⅡ 国内発生期	7
■	フェーズⅢ 東北・北海道発生期	8
■	フェーズⅣ 県内発生・初期	9
	特定家畜伝染病初動対応フロー	13
■	フェーズⅤ 県内発生・感染拡大期	18
	発生段階ごとの対応概要（まとめ）	20
5	特定家畜伝染病対策の組織体制	21
(1)	組織	21
ア	青森県特定家畜伝染病情報連絡会議	21
イ	特定家畜伝染病現地情報連絡会議	21
ウ	農林水産部本部	22
エ	青森県特定家畜伝染病に係る危機対策本部	23
オ	特定家畜伝染病に係る危機対策本部地方支部	25
(2)	緊急連絡体制	27
(3)	危機対策本部関係課の役割	30
(4)	地方支部関係機関の役割	32
(5)	地方支部における防疫体制	33
(6)	各防疫拠点における人員配置	34
(7)	危機対策本部と地方支部の連絡体制	37
(8)	防疫資材の備蓄施設の対応	37
(9)	防疫作業従事者等の体調不良発生時の対応	37
6	広報体制	38

（１）報道監	３８
（２）広報手段	３８
（３）広報担内容	３８
（４）相談窓口	３８
7 各機関等との連携・協力体制の構築	３９
（１）市町村の役割	３９
（２）畜産関係団体の役割	４０
8 防疫演習の実施等	４１
（１）防疫演習の実施	４１
（２）マニュアルの見直し	４１
9 防疫計画の作成及び事前調査の実施	
（１）防疫計画の作成	４２
（２）事前調査の実施	４２
10－1 参考１ 野生いのししにおいて豚熱等が確認された場合の対応	４３

1 目的

このマニュアルは、家畜伝染病予防法第3条の2に規定される「特定家畜伝染病防疫指針」が公表されている家畜の伝染病（以下、「特定家畜伝染病」という。「牛海綿状脳症」を除く。）が県内に侵入することを防止し、発生予防を図るとともに、万が一本県で発生した場合、感染拡大を防止し、社会的・経済的被害を最小限に食い止めるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施可能とするため「青森県危機管理指針」に基づき青森県の体制を定めるものである。

また、特定家畜伝染病の防疫措置については、法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年4月 青森県規則第19号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施するものである。

2 対象とする特定家畜伝染病

特定家畜伝染病とは、法第3条の2において、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病として、国が必要な措置を実施するための指針（特定家畜伝染病防疫指針）を作成している疾病であり、法では、いわゆる法定伝染病として、次の7つが規定されている。

- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- ・口蹄疫
- ・牛海綿状脳症
- ・豚熱
- ・アフリカ豚熱
- ・牛疫
- ・牛肺疫

このマニュアルでは、汚染物品の処理方法が異なる牛海綿状脳症を除く6疾病を対象とする。

3 特定家畜伝染病対策の基本方針

特定家畜伝染病の防疫対策として、最重要事項を「発生予防及び早期の発見・通報」、「発生時の初動対応」とする。

(1) 発生予防及び早期発見・通報

家畜等の所有者は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特定家畜伝染病が疑われる症状を呈している家畜等が発見された場合に、直ちに県に届出することが日常化し、確実に実行されることが重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

ア 県は、家畜等の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

イ 市町村及び関係団体は、県に協力する。

(2) 発生時の初動対応

発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ること、特に、発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用も含めて法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとされている。

このことを踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

ア 県は、家畜の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）と連携し防疫指針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。

イ 市町村及び関係団体は、県に協力する（県が関係団体に委託して実施する場合には、防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

4 特定家畜伝染病の発生段階別対応

■ 発生段階の基準

特定家畜伝染病の発生状況に応じた対応を迅速に実施するため、特定家畜伝染病の発生状況に応じて対応を次の5段階に分類する。

なお、各発生段階は以下の基準を目安とするが、運用については特定家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、本マニュアルに定める組織において決定する。

(1) 海外発生・国内未発生期（フェーズⅠ）

近隣国・地域（韓国、台湾、香港及び中国等）での発生が確認されるが、国内では認められない時期。

(2) 国内発生期（フェーズⅡ）

国内で発生が確認されるが、東北・北海道での発生は確認されていない時期。

(3) 東北・北海道発生期（フェーズⅢ）

東北・北海道での発生が確認されるが、移動・搬出制限区域が本県に及んでいない時期。

(4) 県内発生・初期（フェーズⅣ）

県内で疑い事例が発生し、疑似患畜または患畜と判定されるが、感染が非常に限定している時期。又は隣接県での発生があり、移動・搬出制限が本県に及んだ時期。

(5) 県内発生・感染拡大期（フェーズⅤ）

県内で同時多発的な発生や大規模な発生が確認され、急速な感染拡大が認められる時期。

発生段階と対応行動

発生段階	県の組織体制	基本的方向性
海外発生・国内未発生期 (フェーズⅠ：5 ページ)	庁内及び現地 情報連絡会議 (21 ページ)	海外の発生情報を提供し、侵入防止の啓発と注意喚起を図る。
国内発生期 (フェーズⅡ：7 ページ)		本県への侵入防止のため、関係機関で情報を共有し、早期発見・通報体制を強化する。
東北・北海道発生期 (フェーズⅢ：8 ページ)		上記に加え、必要に応じ消毒ポイントを設置し県境での侵入防止対策を実施する。
県内発生・初期 (フェーズⅣ：9 ページ)	危機対策本部及び 地方支部 (23、25 ページ)	発生地での初動防疫措置を速やかに行い、病原体を封じ込め、被害を最小限にとどめる。
県内発生・感染拡大期 (フェーズⅤ：18 ページ)		感染の拡大を食い止めるため、防疫措置に必要な人員を確保し、患畜等の殺処分と埋却する体制を再構築する。 社会的・経済的影響を回避するため、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小、社会活動の自粛要請などを検討する。

フェーズⅠ 海外発生・国内未発生期

1 定義

近隣国・地域（韓国、台湾、香港及び中国等）での発生が確認されるが、国内では認められない時期。

（１）基本的方向性

特に危機管理体制をとらないが、海外で発生した特定家畜伝染病の情報を迅速に生産者等に伝達し、特定家畜伝染病の国内への侵入防止の啓発と注意喚起を行う。

また、特定家畜伝染病の国内発生に備え、必要に応じて庁内及び現地情報連絡会議を開催し、対応の確認を行う。

（２）主な対策

- ア 特定家畜伝染病の監視
- イ 情報提供
- ウ 緊急連絡体制の整備
- エ 防疫体制の整備
- オ 相談体制の整備

2 特定家畜伝染病の監視

（１）平常時の特定家畜伝染病侵入防止対策の指導

ア 家畜等の所有者等に対して、飼養衛生管理基準の遵守を徹底させるため、家きんについては、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として定期的に、その他の畜種については、必要に応じて次の措置を実施する。〔農林水産部〕

①法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

②家畜等の大規模所有者への指導

大規模所有者※については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に県に報告させる。

※鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上、牛では200頭以上、豚及びいのししでは3,000頭以上の所有者をいう。

イ 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜等の所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。〔農林水産部〕

ウ 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。〔農林水産部〕

エ 県内の家畜等の観察を所有者等に指導し、異常家畜等の情報収集を行う。〔農林水産部〕

（２）国等からの速やかな情報収集

国や動物衛生研究部門等から、特定家畜伝染病に関する詳細な情報（感染経路など）や国外の発生状況等の情報を収集する。〔農林水産部〕

3 情報提供

(1) 家畜等の所有者等への情報提供

広報媒体により、特定家畜伝染病の基本的知識や海外での発生状況等について情報提供を行い、特定家畜伝染病の侵入防止の啓発と注意喚起を行う。〔農林水産部〕

(2) 関係機関への情報提供

市町村、県獣医師会、畜産協会等の関係機関に対し、特定家畜伝染病の防疫対策等について周知を図る。〔農林水産部〕

4 緊急連絡体制の整備

庁内及び地域における緊急連絡名簿を整備するとともに、毎年度当初に名簿の更新を行う。〔農林水産部〕

5 防疫体制の整備

(1) 国内での発生を想定した防疫対策

ア 本マニュアルの改正等、防疫体制の確認を行う。〔危機管理局、農林水産部〕

イ 発生時に移動制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家畜等の所有者ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭羽数、埋却地の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。〔農林水産部〕

ウ 発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、重機等の調達先の確認、死亡家畜等保管場所の確保等を行う。〔農林水産部〕

エ 殺処分した家畜等の処理場所（埋却地、焼却施設及び化製施設。以下「埋却地等」という。）の調査・リスト化を行う。〔農林水産部〕

オ 自己所有地内での埋却処分が不可能な農場における埋却地の選定を県及び関係市町村等で協力し検討する。〔農林水産部〕

カ 発生時に備え、埋却溝の造成や関連作業等について、あらかじめ関係団体との業務の協定を進める。〔農林水産部〕

キ 県内の100羽以上を飼養する家さん飼養農場、豚及びいのしし飼養農場及び大規模牛飼養農場を対象に、イからオまでの内容を明記した「農場防疫計画」を作成し、内容に変更があった場合は随時更新する。〔農林水産部〕

(2) 防疫資材・器材等の確保

ア 特定家畜伝染病の発生に際し必要とされる防護服、防疫資材、消毒薬等の備蓄を確認し、不足する場合は予算措置等により確保する。〔農林水産部〕

イ 畜産関係機関等に対して、防疫資材・器材の提供に係る協力体制を整備する。〔農林水産部〕

(3) 水際対策の強化

海外からの特定家畜伝染病の病原体（以下「病原体」という。）の侵入を防止するため、海外渡航者に対し発生国の情報を提供して注意を喚起する。〔農林水産部〕

6 相談体制の整備

- (1) 各家畜保健衛生所は、所有者等からの相談に応じる。〔農林水産部〕
- (2) 発生時には、発生地域の家畜等の所有者や防疫従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。〔総務部、農林水産部、健康福祉部〕
- (3) 発生時に備え、野生鳥獣の調査や商工業の経営等に関する相談窓口の設置等を検討する。〔環境生活部、商工労働部〕

フェーズⅡ 国内発生期

1 定義

国内で発生が確認されるが、東北・北海道での発生は確認されていない時期。

(1) 基本的方向性

本県への病原体の侵入防止を目的に、関係機関と情報共有を図り、県内での発生に備えた早期発見・早期通報体制や特定家畜伝染病発生時の防疫対策の内容を確認する。

(2) 主な対策

- ア 情報共有及び提供体制の強化
- イ 特定家畜伝染病監視体制の強化
- ウ 防疫体制の強化
- エ 相談体制の強化

2 情報共有体制の強化

(1) 庁内での情報共有

畜産課は庁内情報連絡会議構成員に対し、国内での発生状況や本県での対応状況について情報共有を図る。また、畜産課は必要に応じて庁内情報連絡会議を開催する。

(2) 現地での情報共有

地域農林水産部は現地情報連絡会議構成員に対し、国内での発生状況や本県での対応状況について情報共有を図る。

3 特定家畜伝染病監視体制の強化

(1) 特定家畜伝染病監視の強化

- ア 発生が確認された特定家畜伝染病の対象となる全ての家畜等の所有者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導する。〔農林水産部〕
- イ 発生が確認された特定家畜伝染病の対象となる全ての家畜等の所有者等に対し、特定家畜伝染病の疑いの有無を調査する。〔農林水産部〕
- ウ 発生が確認された特定家畜伝染病の対象となる家畜等の所有者等へ観察の強化と異常家畜等の早期発見・早期通報の指導を強化する。〔農林水産部〕

(2) 国等からの速やかな情報収集

国等から、発生地における詳細な情報を収集する。〔農林水産部〕

4 防疫体制の強化

(1) 本県侵入に備えた防疫対策の強化

- ア 本県の特定家畜伝染病防疫体制の確認を行う。〔農林水産部〕
- イ 発生時に備えリスト化した殺処分家畜等の埋却場所を確認する。〔農林水産部〕
- ウ 「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル（防疫対応編）」に基づく防疫作業内容等を確認する。〔農林水産部〕

(2) 防疫資材等の確認

- ア 必要となる防護服、防疫資材、消毒薬等の在庫、整備状況を確認し、不足する場合は予算措置等により確保する。〔農林水産部〕

(3) 侵入防止対策の強化

- ア 発生地等からの病原体の侵入を防止するため、発生地等の情報をホームページ等を通じて提供して注意を喚起する。〔農林水産部〕
- イ 必要に応じ、発生都道府県からの家畜等の移入禁止措置を講ずる。〔農林水産部〕

5 情報提供体制の強化

家畜等の所有者等への情報提供

国内での発生状況、予防対策、相談体制等について広報を実施し、最新の情報提供を行う。
〔農林水産部〕

6 相談体制の強化

各家畜保健衛生所は休日も含めた緊急電話相談を受ける。〔農林水産部〕

フェーズⅢ 東北・北海道発生期

1 定義

東北、北海道で発生が確認されるが、移動・搬出制限区域が本県に及んでいない時期。

(1) 基本的方向性

県境での防疫対策を強化するため、必要に応じた消毒ポイントを設置し、侵入防止を図る。

(2) 主な対策

- ア 情報共有及び提供体制の強化
- イ 特定家畜伝染病監視体制の強化
- ウ 防疫体制の強化
- エ 相談体制の強化

2 情報共有体制の強化

(1) 庁内での情報共有

畜産課は庁内情報連絡会議を開催し、県境での侵入防止対策について情報共有を図る。〔農林水産部、総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、危機管理局、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局、出納局、教育庁、県警本部〕

(2) 現地での情報共有

地域農林水産部は現地情報連絡会議を開催し、県内での侵入防止対策について実施を検討する。〔地域農林水産部、地域連携部、県税部、環境管理部、地域健康福祉部、地域整備部、環境保健センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所、教育事務所、警察署〕

3 特定家畜伝染病監視体制の強化

フェーズⅡの対応を引き続き実施する。

4 防疫体制の強化

フェーズⅡの対応を引き続き実施するほか、次の事項を実施する。

(1) 県境での侵入防止対策の実施

県境での侵入防止対策として必要に応じ、発生した地域との県境の幹線道路やフェリー発着場所に消毒ポイントを設置する。〔農林水産部、県土整備部、県警本部〕

5 情報提供体制の強化

フェーズⅡの対応を引き続き実施する。

6 相談体制の強化

県内発生に備え、畜産課、保健衛生課、保健所、家畜保健衛生所等の相談窓口について周知するとともに、関係各課においても相談窓口設置の検討をする。〔総務部、環境生活部、農林水産部、健康福祉部、商工労働部〕

フェーズⅣ 県内発生・初期

1 定義

県内で疑い事例が発生し、疑似患畜又は患畜と判定されるが、感染が非常に限定している時期。又は隣接県での発生があり、移動・搬出制限区域が本県に及んだ時期。

(1) 基本的方向性

速やかに発生農場における殺処分等の防疫措置を行い、感染のまん延防止に努める。

(2) 主な対策

- ア 農林水産部本部の設置と情報連絡会議の開催（疑い事例発生時）
- イ 県危機対策本部等の設置及び防疫措置等
- ウ 情報提供体制の強化
- エ 相談体制の拡充

2 疑い事例発生時の対応

(1) 農林水産部本部の設置

家畜等の所有者等からの通報により、家畜保健衛生所が立入検査を実施し、簡易検査が陽性になる等、特定家畜伝染病が強く疑われた場合には、患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）の決定に備えた対応の準備のため、農林水産部本部を設置する。

(2) 「庁内情報連絡会議」の開催と事例の公表

農林水産部本部は、緊急に庁内情報連絡会議を開催し、関係各課に対し、患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）の決定に備えた対応の準備を要請する。簡易検査陽性となり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが疑われた場合及び家保遺伝子検査陽性となり豚熱が疑われた場合には、会議開催後、公表の時期等について国との協議の上、報道監が事例の概要を報道機関に公表する。〔農林水産部、総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、危機管理局、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局、出納局、教育庁、県警本部〕

(3) 「現地情報連絡会議」の開催

地域農林水産部長は、緊急に現地情報連絡会議を開催し、構成員に対し、患畜等の決定に備えた対応の準備を要請する。〔地域農林水産部、地域連携部、県税部、環境管理部、地域健康福祉部、地域整備部、環境保健センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所、教育事務所、警察署〕

3 病性決定時の対応

(1) 「危機対策本部」の設置と公表

患畜等と決定した場合、特定家畜伝染病の防疫その他の対策に関して各部局が連携して実施するために、県庁内に「特定家畜伝染病の発生に係る危機対策本部」、地域県民局に「特定家畜伝染病の発生に係る危機対策本部地方支部」（以下、地方支部）を設置するとともに、公表の日時について国と協議の上、知事が報道機関に公表する。

危機対策本部は、全庁対応の統制等を実施し、危機事態に主体的に対応する農林水産部本部と連携して危機事態に対応する。

ア 国、関係部局、関係団体との連携協力について調整する。〔農林水産部、総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、危機管理局、エネルギー総合対策局、出納局、教育庁、県警本部〕

イ 防疫措置に必要な人員確保、必要資器材等の調達等について、関係部局が連携協力する。
〔農林水産部、総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、危機管理局、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局、出納局、教育庁、県警本部〕

ウ 防疫措置に必要な手続等について、関係部局が連携協力するよう指示する。〔農林水産部、総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、危機管理局、県警本部〕

エ 各部局は本マニュアルにおける役割及び参考資料 1 の「対応行動リスト」に基づき対応する。

オ 危機対策本部は、発生地の地域県民局地域農林水産部が作成した防疫計画を元に、国、関係部局等と調整を図り、防疫対策を決定するとともに、関係部局及び地方支部に防疫対策の実施を指示する。

(ア) 発生規模を勘案して、別途定める動員計画に基づき必要な防疫従事者（※1）の確保を農林水産政策課に指示する。

(イ) 発生規模を勘案して、必要な家畜防疫員（※2）を確保する。本県の家畜防疫員だけでは対応が困難と判断される場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動

物衛生課」という。)と協議の上、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う。

(ウ) 埋却地等の確保を確認する。

※1：防疫従事者とは、発生農場等で作業を実施する要員をいう。

※2：家畜防疫員とは、家畜伝染病予防法に基づき、県職員で獣医師であるものの中から知事が任命した者をいう。

(2) 地方支部の運営

ア 事務局を地域農林水産部に置き、地域連携部と連携して庶務を行う。

イ 地域農林水産部は現地対策本部運営に係る事務を所管し、防疫対策の実務に係る事務は家畜保健衛生所が所管する。

(ア) 危機対策本部、関係機関団体との連絡・調整を行う。〔地域農林水産部、地域連携部、地域健康福祉部、地域整備部、教育事務所、警察署〕

(イ) 防疫措置に必要な人員確保、必要資器材等を調達する。〔地域農林水産部、地域連携部〕

(ウ) 埋却地等を確認する。〔地域農林水産部、家畜保健衛生所〕

(エ) 防疫措置に必要な手続等について、担当課等が協力し作業を進める。〔地域連携部、地域農林水産部、地域整備部、警察署〕

(3) 発生地における迅速な防疫措置の実施

家畜保健衛生所は、「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル（高病原性鳥インフルエンザ等又は口蹄疫等防疫対応編）」に基づき、発生地等における防疫措置を迅速に行う。

ア 家畜等の殺処分（患畜等の決定後24時間以内に終了※）

イ 殺処分した家畜等の処理（焼却、埋却又は化製処理）
（患畜等の決定後72時間以内に終了※）

ウ 汚染物品等の処分

エ 家畜舎等の消毒

オ 移動制限区域内における検査等

※家きんにあつては、肉用鶏平飼い5～10万羽、採卵鶏ケージ飼い3～6万羽、肥育牛では150～300頭、肥育豚では1,000～2,000頭の飼養規模の場合を想定。

(4) 発生地以外における特定家畜伝染病監視体制の強化及び予防

ア 家畜等の所有者等に対し、飼養衛生管理基準順守の徹底を指導する。〔農林水産部〕

イ 家畜等の所有者等に対し、特定家畜伝染病の疑いの有無を調査する。〔農林水産部〕

ウ 家畜等の所有者等からの異常家畜等の早期発見・早期通報の指導を強化する。〔農林水産部〕

エ 家畜等の所有者等に対し、家畜舎内外の消毒を指示する。〔農林水産部〕

(5) 消毒ポイントの設置・運営

消毒ポイントを設置し、病原体の拡散防止のため畜産関係車両や防疫作業車両を動力噴霧機等により消毒する。また、必要に応じて一般車両についても消毒を行う。なお、消毒ポイントの運営は、設置した地域を所轄する地域県民局が行う。〔農林水産部、県土整備部、県警本部、地域農林水産部、地域整備部〕

4 情報提供体制の強化

(1) 県民への情報提供

県民に対し、県ホームページや県広報媒体等の掲載により県内の発生状況、消毒ポイント、相談体制等についての最新の情報を提供する。〔農林水産部、企画政策部、健康福祉部〕

(2) 関係機関への情報提供の継続

市町村、関係団体に対し、県内の発生状況や防疫対策状況、消毒ポイント、相談体制等について情報提供する。〔農林水産部〕

5 相談体制の拡充

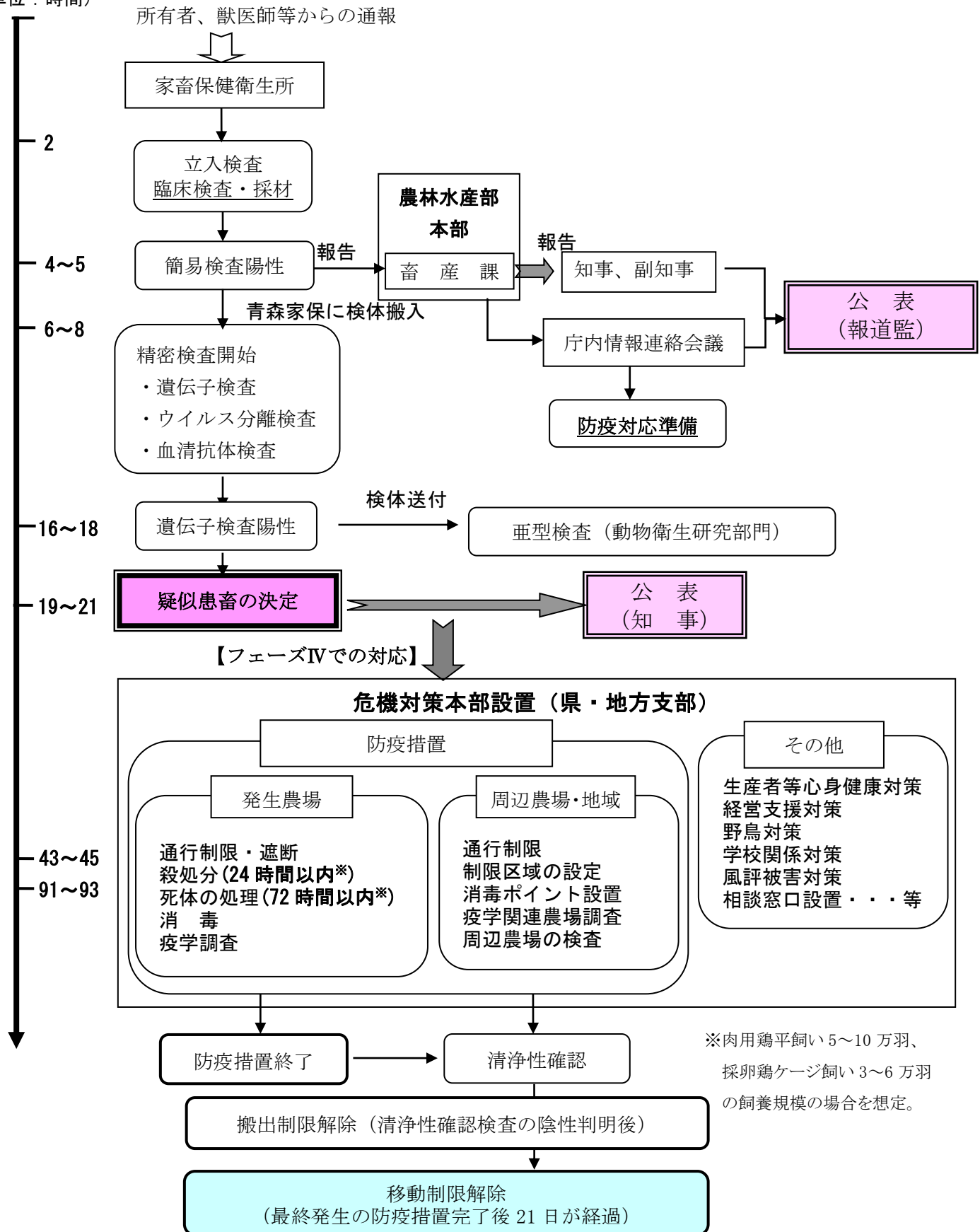
(1) 人の健康、鶏卵や食肉の安全、家畜等の疾病、ペット、畜産農家や中小企業の経営、金融に関する相談窓口を設ける。〔健康福祉部、農林水産部、総務部、商工労働部〕

(2) 発生地域の家畜の所有者や防疫従事者の精神的ストレスに関する相談窓口を設ける。〔総務部、健康福祉部〕

高病原性鳥インフルエンザ等初動対応フロー

通報からの時間経過

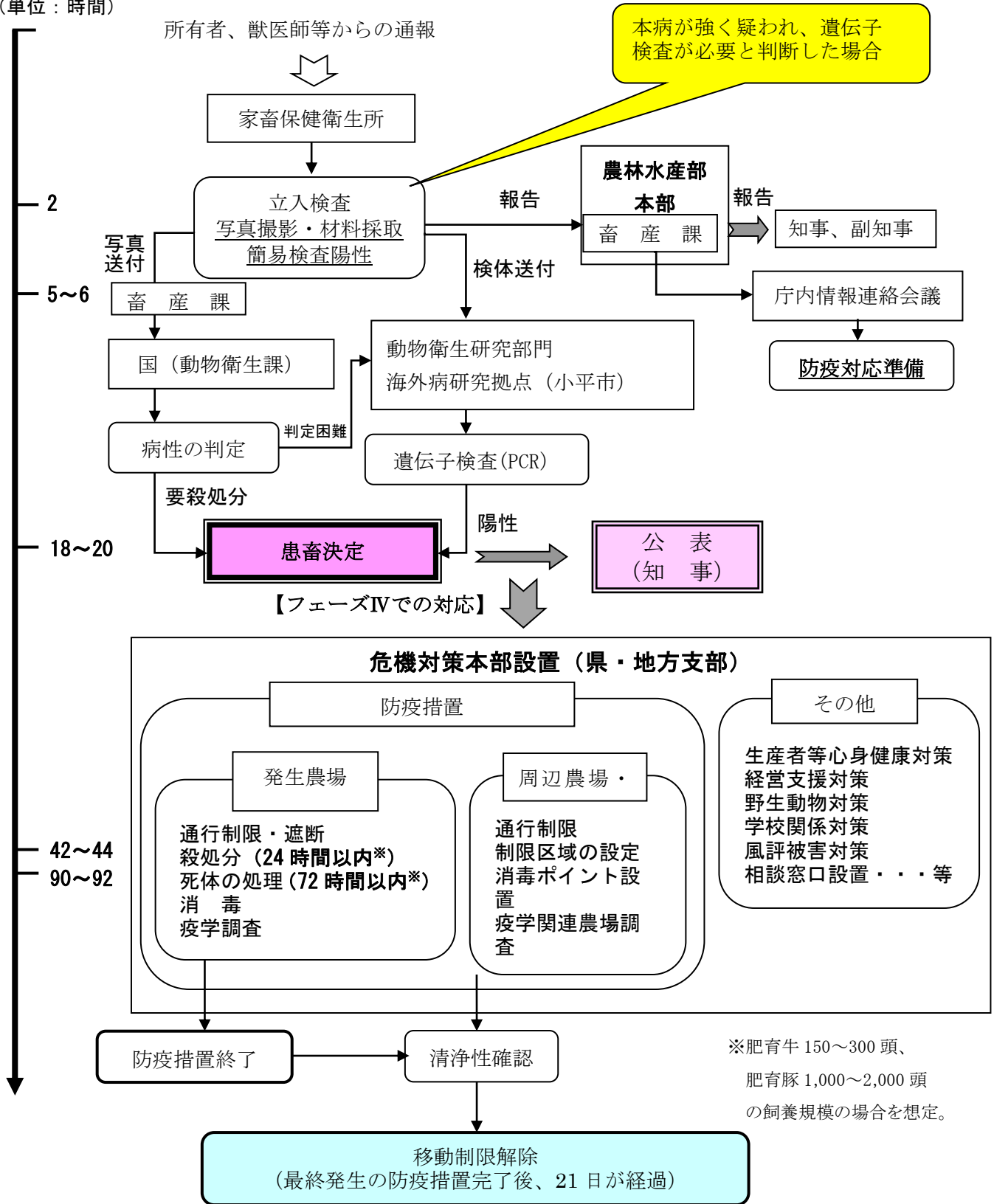
(単位：時間)



口蹄疫初動対応フロー

通報からの時間経過

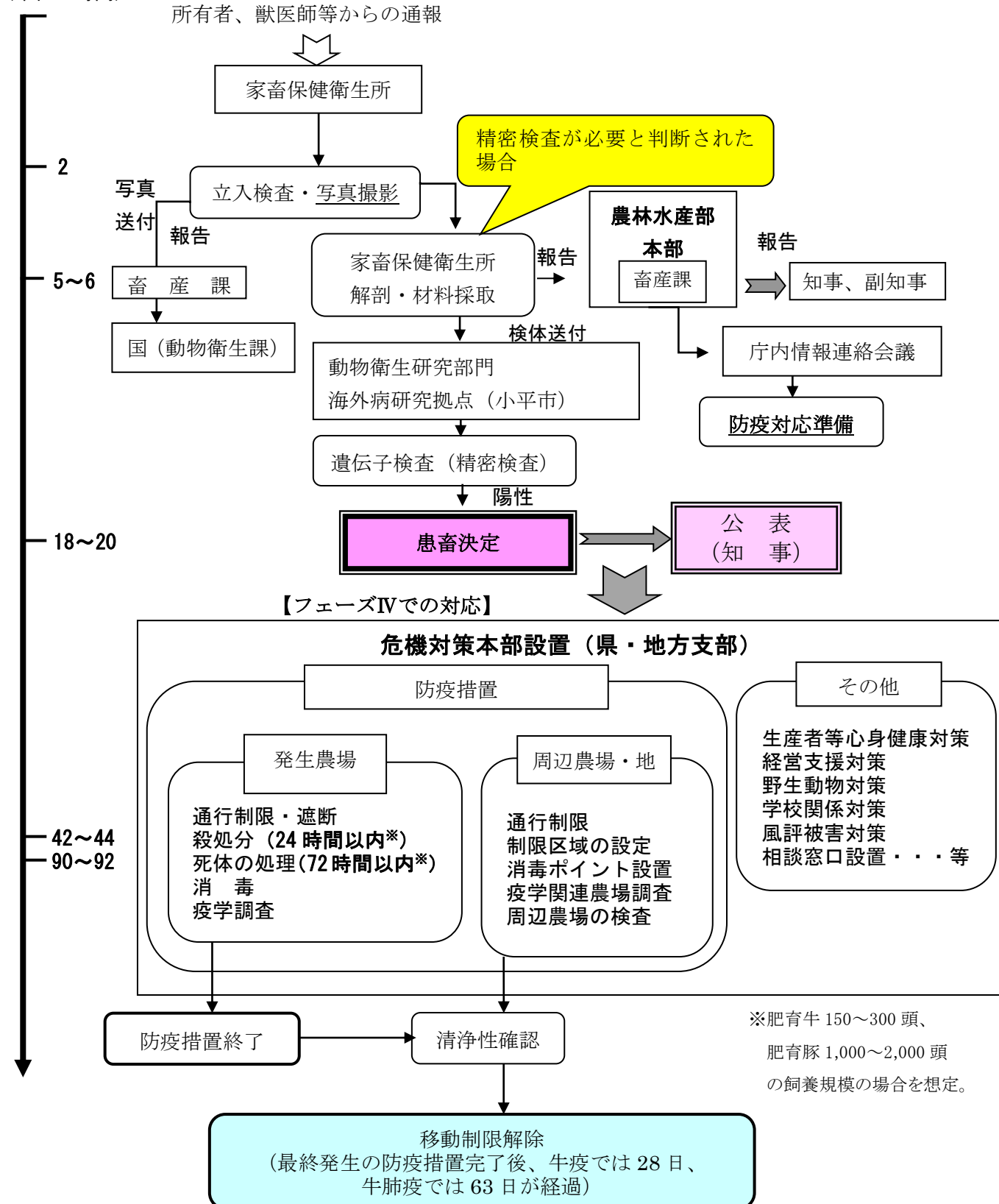
(単位：時間)



牛疫及び牛肺疫初動対応フロー

通報からの時間経過

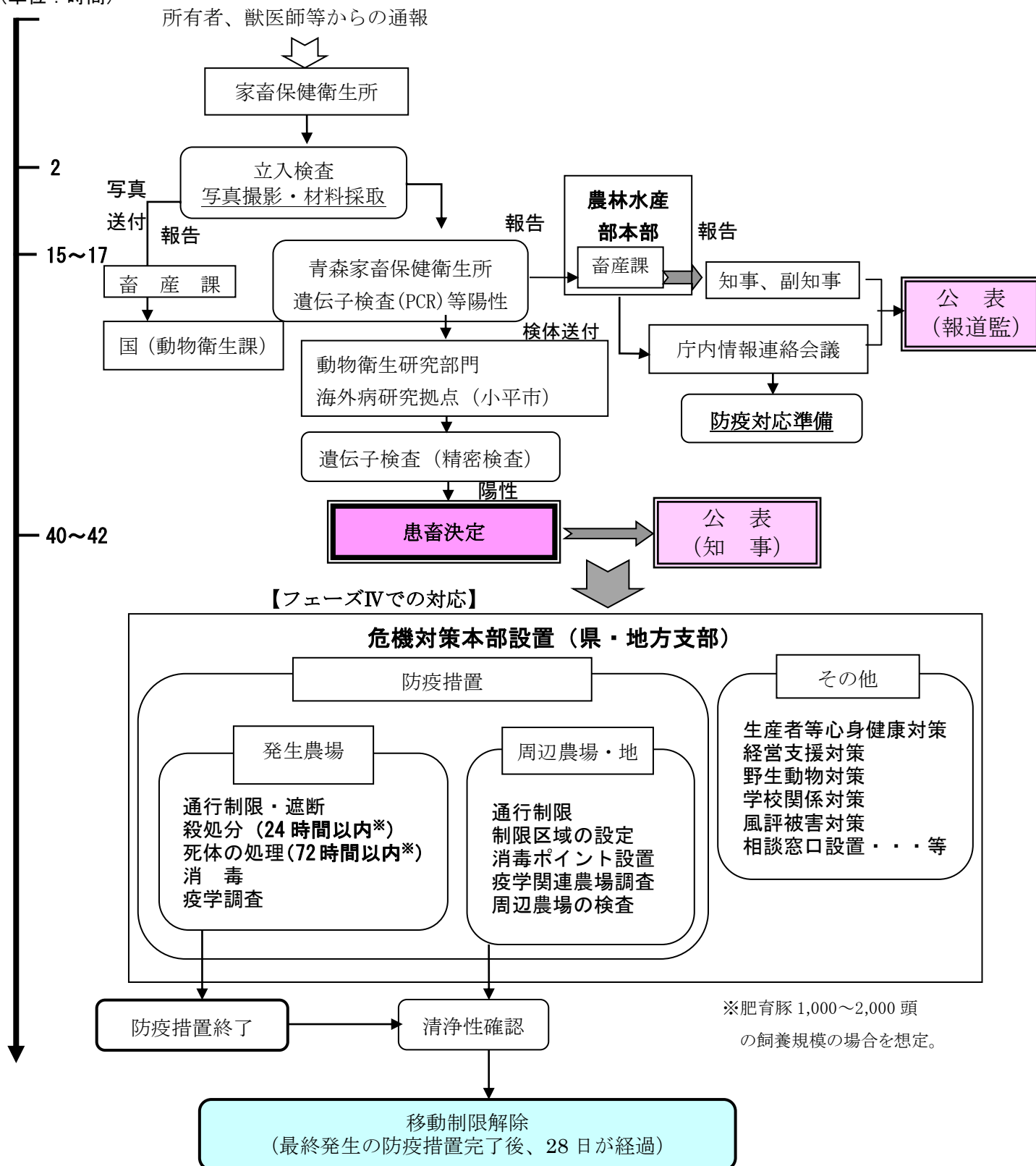
(単位：時間)



豚熱初動対応フロー

通報からの時間経過

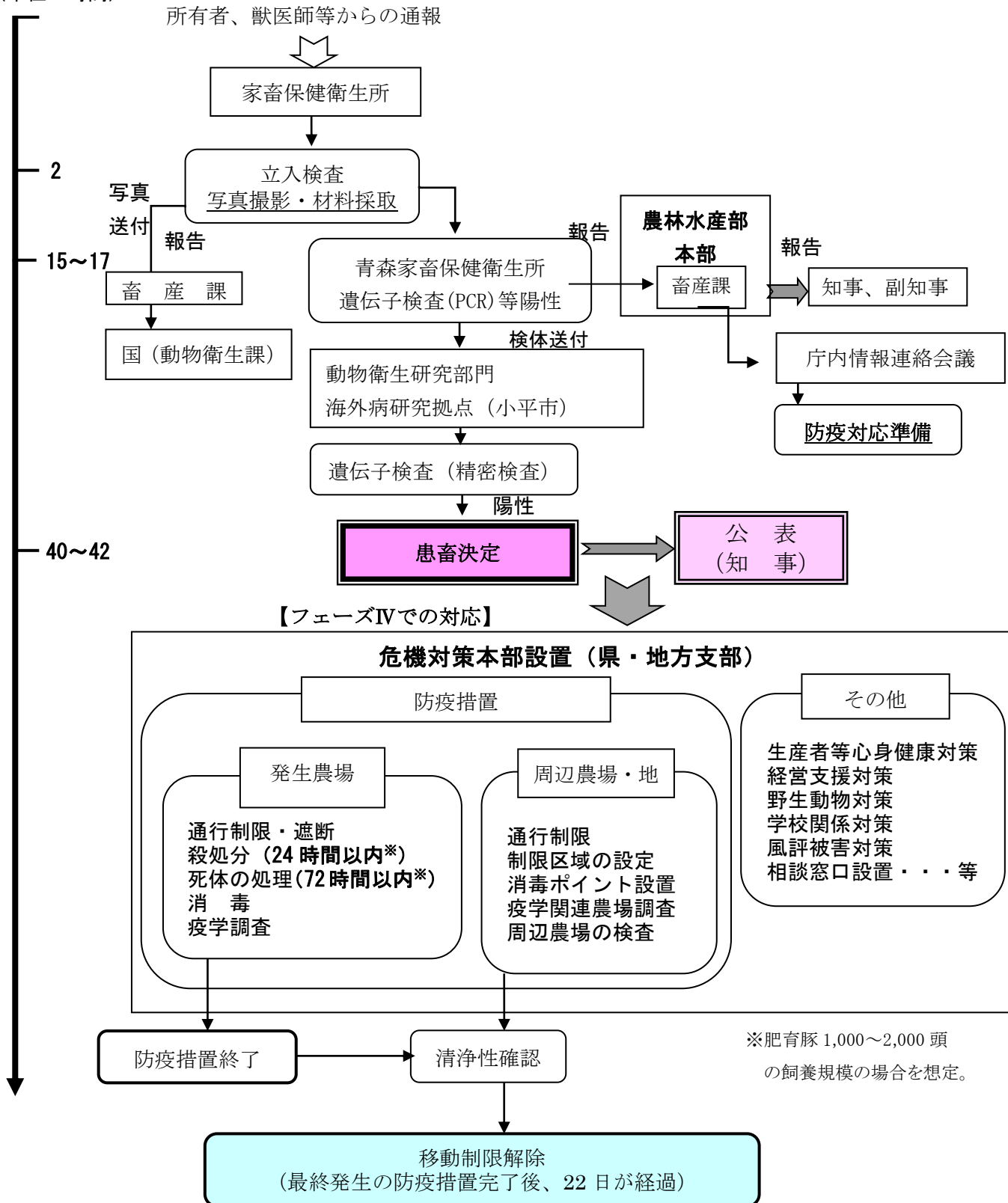
(単位：時間)



アフリカ豚熱初動対応フロー

通報からの時間経過

(単位：時間)



フェーズⅤ 県内発生・感染拡大期

1 定 義

県内での同時多発的な発生や大規模な発生が確認され、急速な感染拡大が認められる時期。

(1) 基本的方向性

感染の拡大を食い止めるため、防疫措置に必要な人員を確保し、患畜等の殺処分と埋却する体制を再構築する。

社会的・経済的影響を回避するため、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小、社会活動の自粛要請などを検討する。

(2) 主な対策

- ア 発生地における防疫体制の見直し・強化
- イ 発生地以外における特定家畜伝染病監視体制の強化
- ウ 消毒ポイントの増設
- エ 情報提供体制の強化
- オ 相談体制の拡充

2 発生地における防疫体制の見直し・強化

- (1) 防疫措置を迅速に行うため、動員を増加する。また、必要に応じ、動物衛生課を通じて家畜防疫員の追加派遣を要請する。〔農林水産部、総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、危機管理局、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局、出納局、教育庁〕
- (2) 病原体の拡散を防止するため、関係施設、人、車両等に関する基本的動線を再確認する。また、そのために必要な人員を配置する。〔地域農林水産部〕

3 発生地以外における特定家畜伝染病監視体制の強化

- (1) 家畜等の所有者等に対し、飼養衛生管理基準遵守の徹底を図る。〔農林水産部〕
- (2) 家畜等の所有者等からの異常家畜等の早期発見・早期通報の指導を強化する。〔農林水産部〕
- (3) 家畜等の所有者等に対し、畜舎内外の消毒を指示する。又は、法第30条に基づき消毒を命ずる。〔農林水産部〕

4 消毒ポイントの増設

- (1) 移動・搬出制限区域の消毒ポイントを必要に応じて増設する。〔農林水産部、県土整備部、県警本部〕
- (2) 病原体拡散防止対策を強化するため、消毒する車両の拡大を検討する（ただし口蹄疫の場合は、一般車両も消毒する）。〔農林水産部、県土整備部、県警本部〕

5 情報提供体制の強化

(1) 県民への情報提供

県ホームページや県広報媒体等への掲載により、県の対策強化を表明するとともに、県民に対し、以下について周知し、要請等を行う。〔農林水産部、総務部、企画政策部、県土整備部、観光国際戦略局〕

ア 消毒ポイントの設置状況についての情報提供及び指定区域内の車両消毒実施の協力。

〔農林水産部〕

イ 大規模施設や興行施設等の不特定多数が集まる活動の自粛。〔関係部局〕

(2) 関係機関への情報提供の継続

市町村、関係団体等に対し、県内の発生状況や防疫対策状況、消毒ポイント、相談体制等について情報提供する。〔農林水産部〕

6 相談体制の拡充

フェーズⅣの相談体制について、応対する人員の増加や、応対時間の延長等を検討する。

発生段階ごとの対応概要（まとめ）

発生段階		海外発生・国内未発生期 （フェーズⅠ）	国内発生期 （フェーズⅡ）	東北・北海道発生期 （フェーズⅢ）	県内発生・初期 （フェーズⅣ）	県内発生・感染拡大期 （フェーズⅤ）
具体的な状況		近隣国での発生が確認されるが、国内では認められない時期	国内で発生が確認されるが、東北・北海道での発生は確認されていない時期	東北、北海道で発生が確認されるが、移動・搬出制限区域が本県に及んでいない時期	県内で疑い事例が発生し、疑似患畜又は患畜と判定されるが、感染が非常に限定している時期。又は隣接県での発生があり、移動・搬出制限が本県に及んだ時期	県内での同時多発的な発生や大規模な発生が確認され、急速な感染拡大が認められる時期
県の組織体制		庁内及び現地情報連絡会議			【疑い事例発生時】 ・農林水産部本部 ・庁内及び現地情報連絡会議 【病性決定後】 危機対策本部及び地方支部	危機対策本部及び地方支部
生産者等への情報提供		○	○	○	○	○
家畜等の異常の確認			○	○	○	○
相談窓口 の設置	中小企業の経営				○	○
	心と身体のケア				○	○
	食の安全性				○	○
風評被害対策				○	○	○
防疫対策	消毒ポイント設置			必要に応じ	○	○（必要に応じ増設）
	交通規制				○	○
	防疫従事者				動員計画に基づき実施	動員計画に基づき実施
報道対応（記者発表）					○	○

5 特定家畜伝染病対策の組織体制

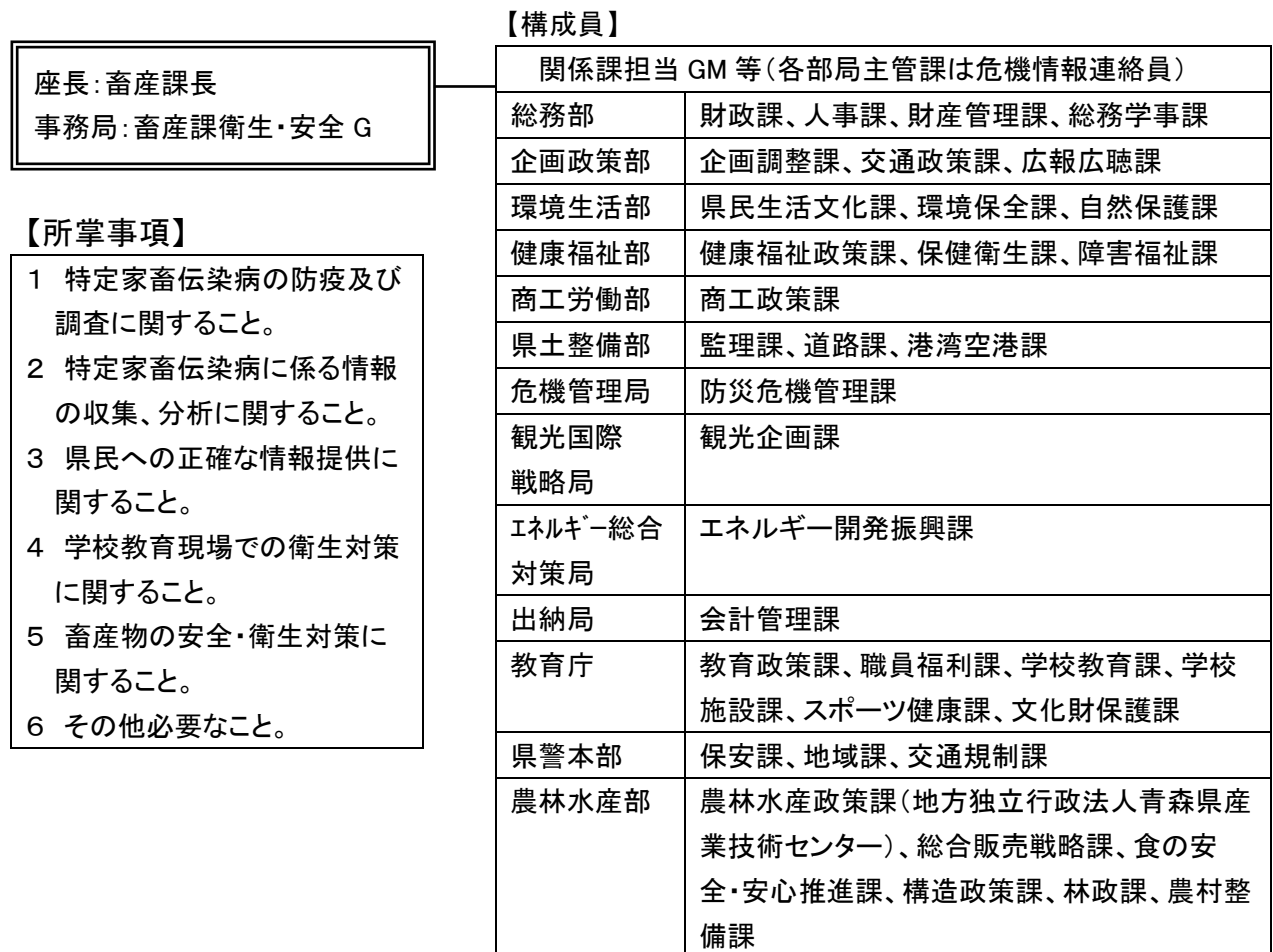
(1) 組織

ア 青森県特定家畜伝染病情報連絡会議（庁内情報連絡会議）

フェーズⅠ～Ⅲにおいて畜産課長が必要と判断したとき及び県内の家きんが簡易検査で陽性となったとき等、特定家畜伝染病が強く疑われる場合は、各部局の主管課及び関係課のグループマネージャー（以下「GM」という。）等を集め、青森県特定家畜伝染病情報連絡会議（以下「庁内情報連絡会議」という。）を開催することによって、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

座長は畜産課長とし、会議は座長が招集する。また、事務局は畜産課衛生・安全グループに置く。

【図1 庁内情報連絡会議の組織体制】

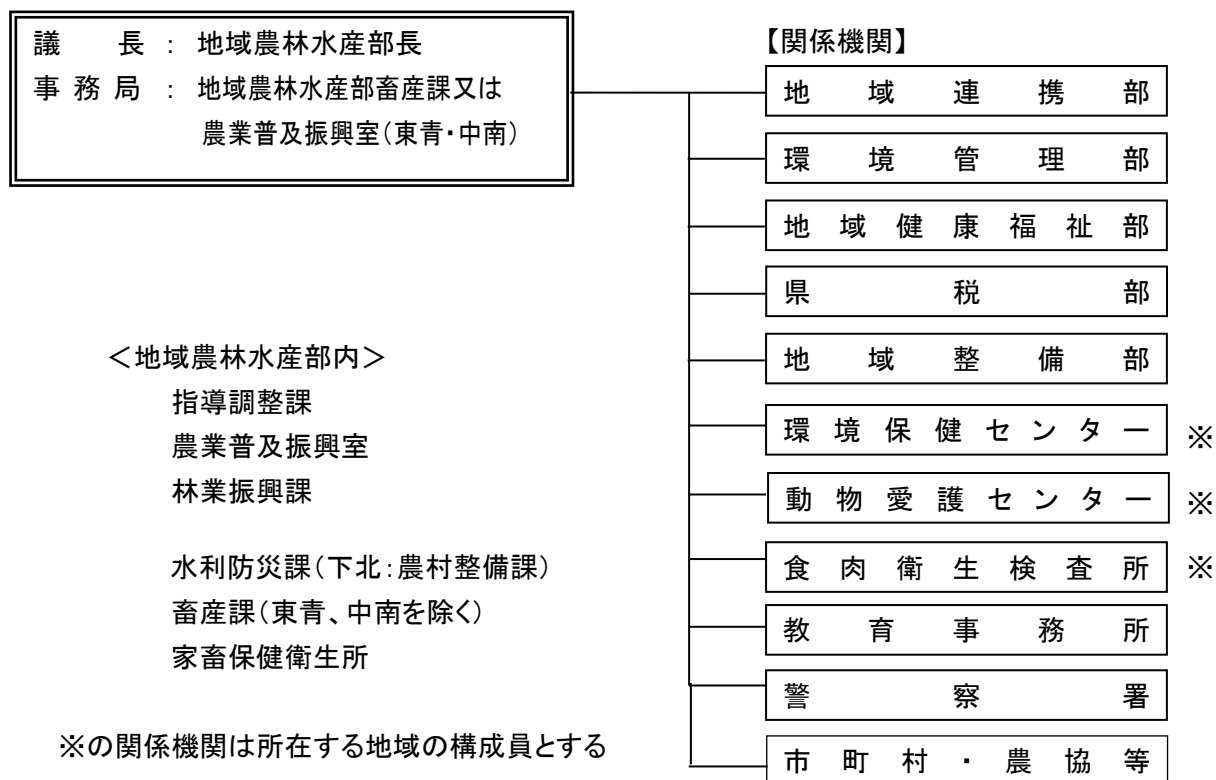


イ 特定家畜伝染病現地情報連絡会議

フェーズⅠ～Ⅲにおいて地域農林水産部長が必要と判断した時及び管内の家さんが簡易検査陽性となった時等、特定家畜伝染病が強く疑われる場合は、特定家畜伝染病現地情報連絡会議(以下「現地情報連絡会議」という。)を開催し、特定家畜伝染病対策の検討を行う。

現地情報連絡会議の組織体制を原則として図2のとおりとし、各地域の実情に応じ構成員を決定する。なお、会議は関係機関の構成員をもって構成する。

【図2 現地情報連絡会議の組織体制】



【所掌事項】

- 1 特定家畜伝染病の防疫に関すること
- 2 特定家畜伝染病に関する情報の収集、分析及び提供に関すること
- 3 各関係機関、市町村、団体間における情報等の共有に関すること
- 4 各関係機関、市町村、団体間の連携協力体制に関すること
- 5 県内発生時における市町村・団体の役割等に関すること

ウ 農林水産部本部

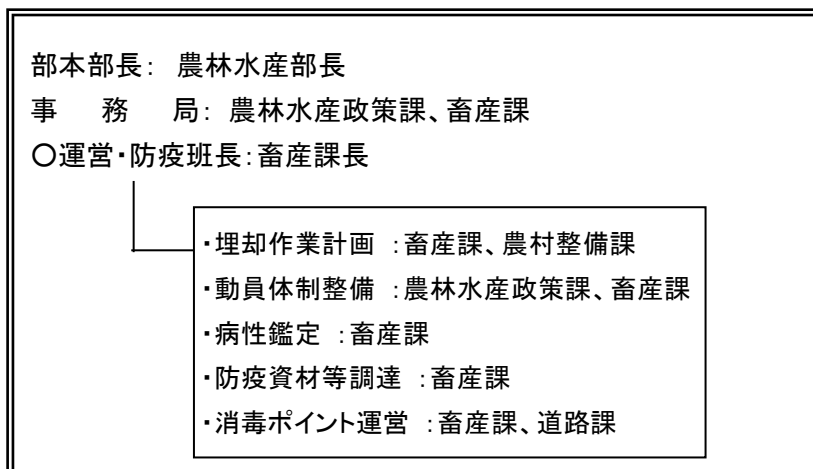
(ア) 設置基準

家畜等の所有者等からの通報により、家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査が陽性になる等、特定家畜伝染病が強く疑われた場合には、患畜等の決定に備えた対応の準備のため、農林水産部本部を設置する。

(イ) 組織体制

農林水産部本部の組織体制は図3のとおりとする。畜産課は、農林水産部本部の運営に係る事務及び具体的な防疫対策の実施に係る事務を所管する。また、現地情報の収集及び共有を円滑に行うため、農林水産部本部から地方支部防疫拠点等へ連絡員を派遣する。

【図3 農林水産部本部の組織体制】



【農林水産部本部の所掌事項】

- 1 特定家畜伝染病の防疫対策に関すること
- 2 畜産物の安全対策に関すること
- 3 畜産物の流通及び消費に関すること
- 4 畜産経営の安定対策に関すること
- 5 情報の収集及び広報に関すること
- 6 その他必要な事項

エ 青森県特定家畜伝染病に係る危機対策本部

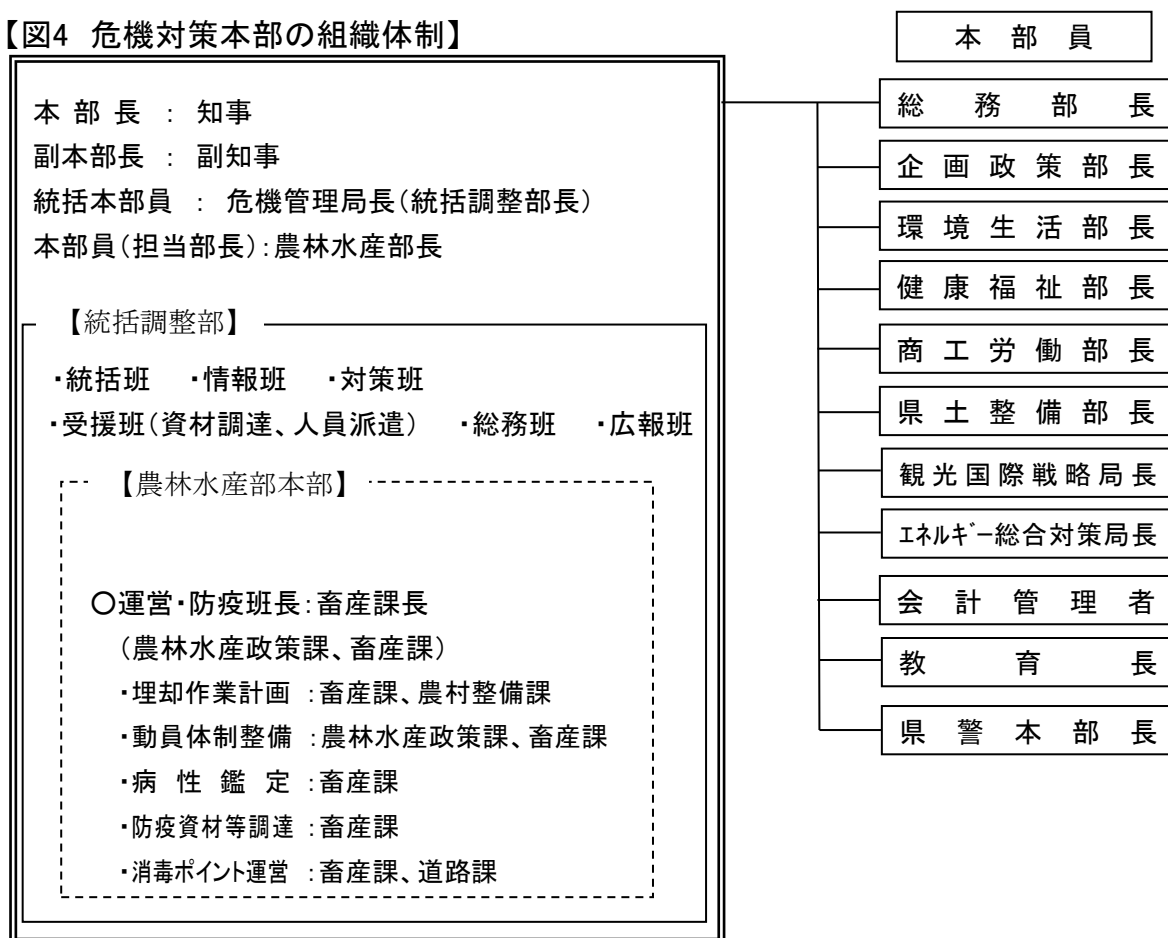
(ア) 設置基準

県内で特定家畜伝染病の患畜等が確認されたとき、又は、隣接県で発生し、防疫指針に規定する制限区域が本県に及んだときには、知事を本部長、副知事を副本部長とする青森県特定家畜伝染病に係る危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）を設置する。

(イ) 組織体制

危機対策本部の組織体制は図3のとおりとする。

【図4 危機対策本部の組織体制】



(ウ) 運営

危機対策本部には、危機管理対応全般を統制し、危機事態に主体的に対応する農林水産部本部と連携して危機事態に対応する。統括調整部長には、危機管理局長を充てるほか、その組織は、青森県災害対策本部運営マニュアル【共通編】に準じる。なお、統括調整部に設置する班は、統括班、情報班、対策班、受援班（資材調達、人員派遣）、総務班、広報班とする。

【危機対策本部の所掌事項】

- 1 特定家畜伝染病に関する情報収集及び分析
- 2 応急対応の指示及び調整
- 3 畜産物の流通及び消費に関すること
- 4 危機対策本部地方支部への指示
- 5 その他必要な事項

オ 特定家畜伝染病に係る危機対策本部地方支部

(ア) 設置基準

危機対策本部が立ち上ったときは、発生地を管轄する地域県民局長を長とする、特定家畜伝染病に係る危機対策本部地方支部（以下「地方支部」という。）を設置して、現地での特定家畜伝染病防疫対策を行う。

(イ) 組織体制

地方支部の組織体制は図5のとおりとする。

(ウ) 運営

- ① 地方支部の庶務は、地域農林水産部が地域連携部と連携して行う。
- ② 地方支部には、地方支部の運営、調整に係る事務を所管する「現地運営・情報班」を設置し、その班長には地域農林水産部次長を充てる。また、特定家畜伝染病の具体的な防疫対策の実施に係る事務を所管する「現地防疫班」は、家畜保健衛生所長を班長に充てる。
なお、地域県民局と家畜保健衛生所で所管が異なる市町村で発生があった場合、発生市町村を所管する地域県民局長が地方支部を設置し、現地防疫班長には発生市町村を所管する家畜保健衛生所長を充てる。
- ③ 地方支部及び地方支部事務局の具体的な所掌事項は以下のとおりとする。

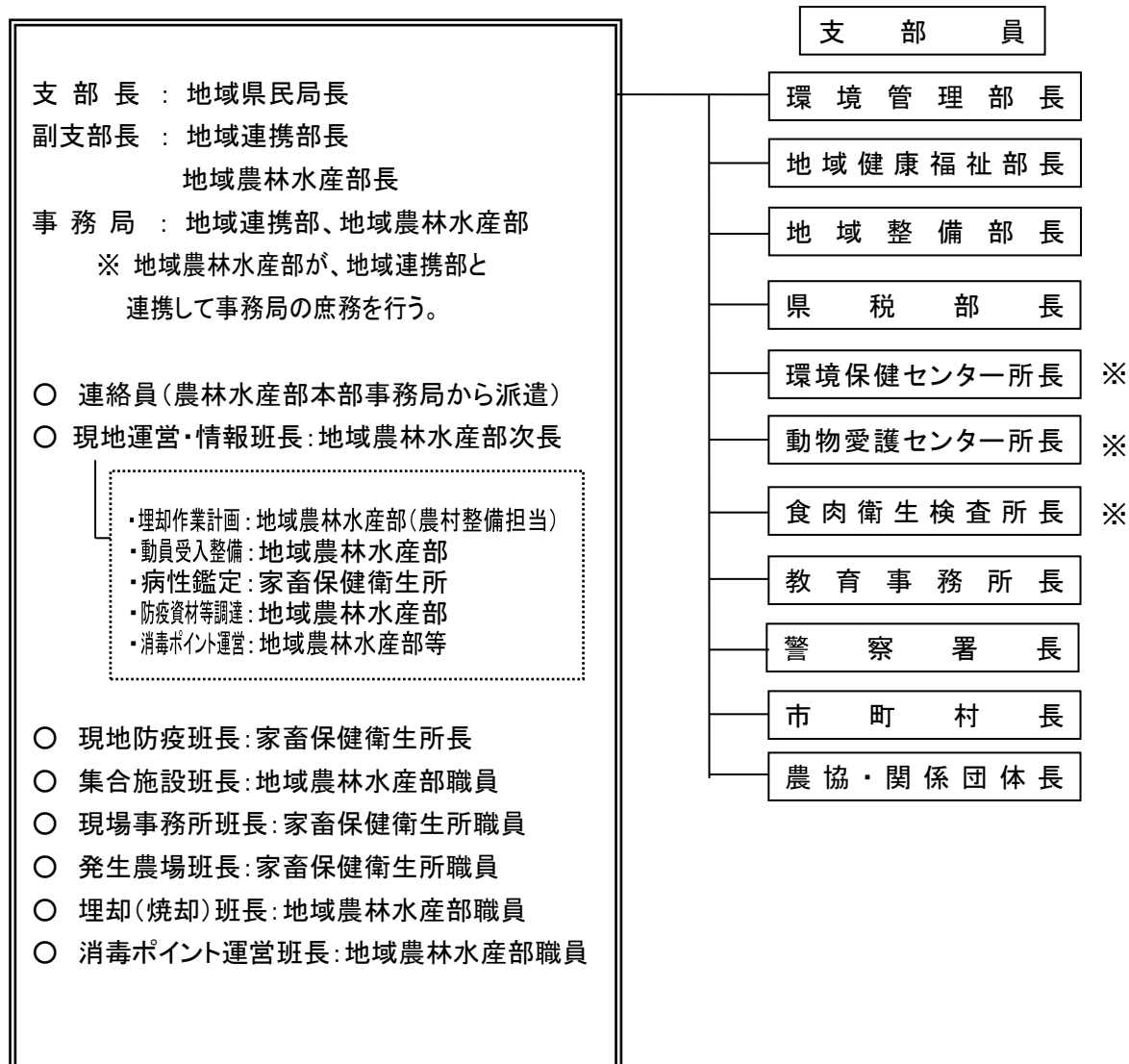
【地方支部の所掌事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 特定家畜伝染病の防疫対策に関すること2 畜産物の安全対策に関すること3 畜産物の流通及び消費に関すること4 畜産経営の安定対策に関すること5 情報の収集及び広報に関すること6 県対策本部の本部長が指示した事項に関すること7 その他必要な事項 |
|--|

【地方支部事務局の所掌事項】

現地運営・情報班(班長:地域農林水産部次長)	現地防疫班(班長:家畜保健衛生所長)
1 地方支部の設置・運営 2 県危機対策本部との連絡・調整 3 市町村、関係団体等との連絡・調整 4 情報の収集・分析 5 県民に対する情報提供、広報活動、相談受付 6 その他地方支部運営において必要な事項	1 殺処分に関すること 2 埋却に関すること 3 防疫資材に関すること 4 消毒ポイントの設置に関すること 5 その他特定家畜伝染病対策において必要な事項

【図5 地方支部の組織体制】



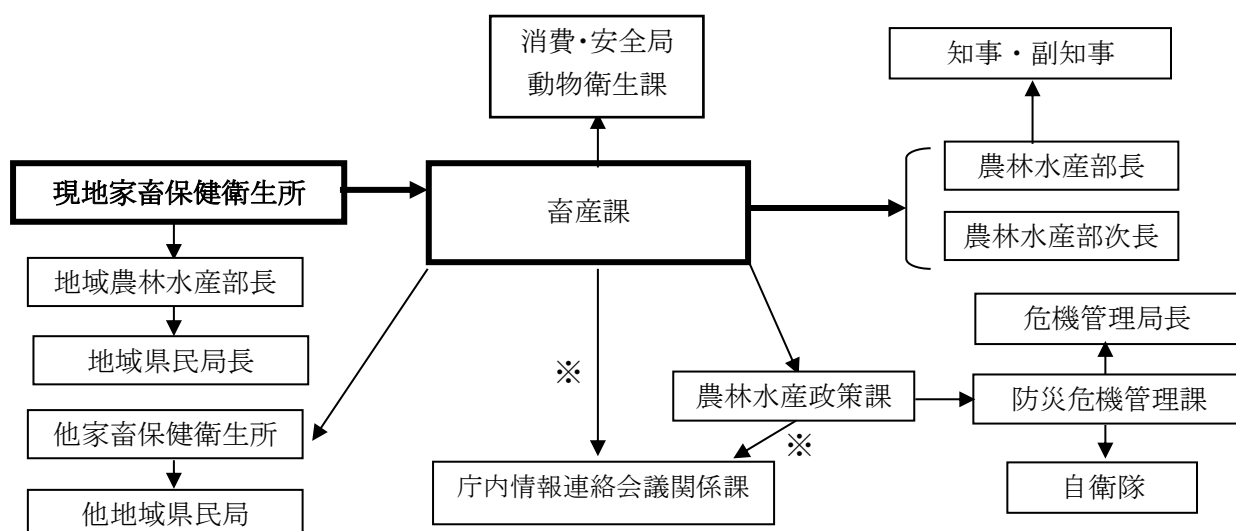
※の関係機関は所在する地域の構成員とする

(2) 緊急連絡体制

特定家畜伝染病の対応を円滑に推進するため、図6～9のとおり簡易検査陽性時、特定家畜伝染病が強く疑われる時及び病性決定時の緊急連絡体制を定める。

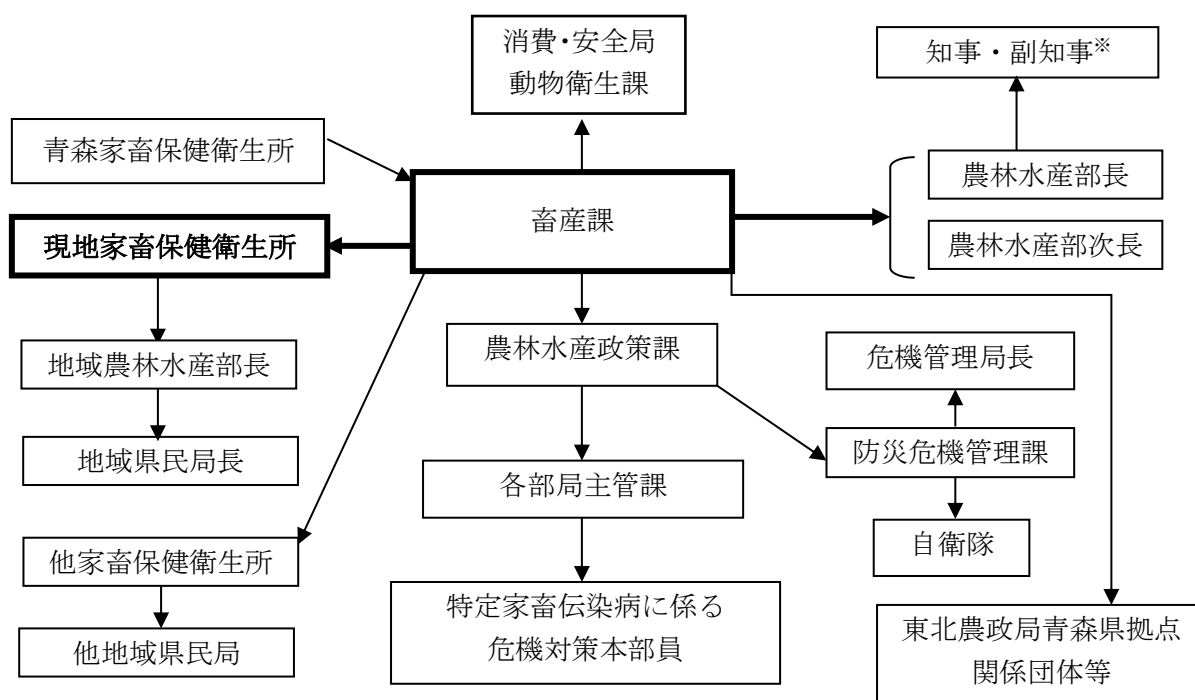
なお、休日・時間外の対応についても重要であることから、庁内及び各地域においては、別途電話番号簿を定める。

図6 簡易検査で陽性となった場合等の疑い事例が発生した場合（庁内情報連絡会議開催）



※原則として、陽性判明時は畜産課が、それ以降は農林水産政策課から連絡する。

図7 遺伝子検査が陽性となり、病性が決定された場合



※危機管理局長が同席する。

図8 県職員動員の連絡体制

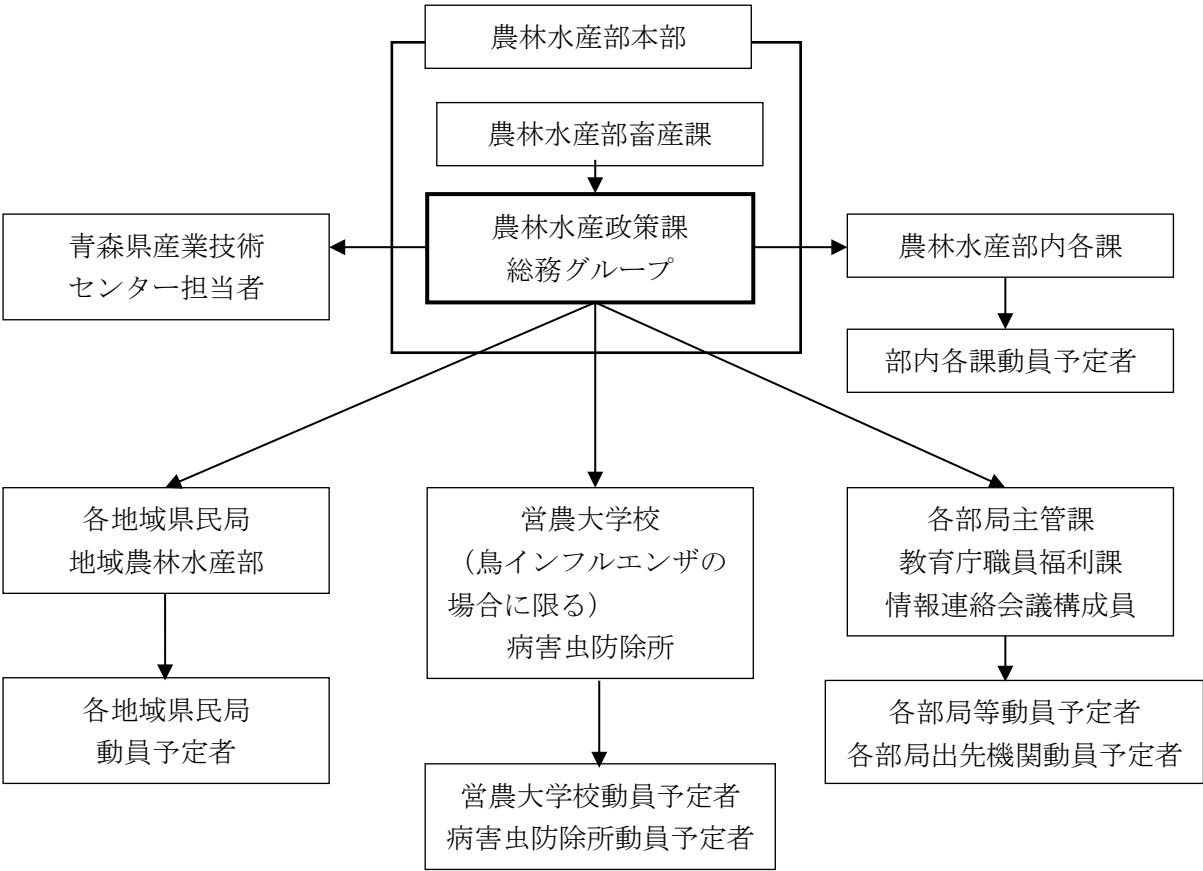
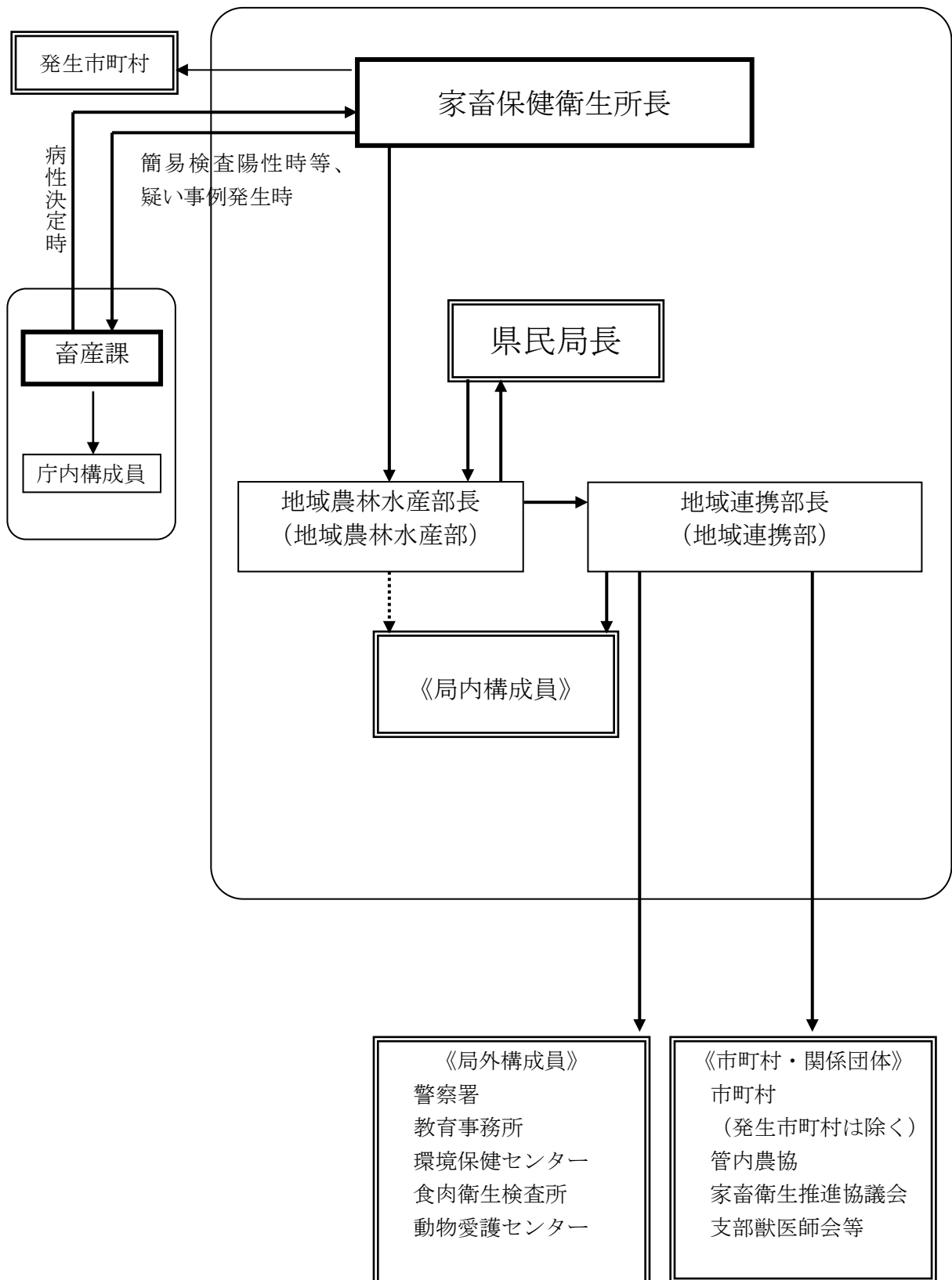


図9 発生地域における連絡体制



(3) 危機対策本部関係課の役割

特定家畜伝染病対策における庁内関係課の主な役割を下表のとおり定め、担当課は、それぞれの役割に応じた対応を具体的に進める。

部局名		主な役割
総務部	財政課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	人事課	知事部局間の業務・人員の調整に関すること 知事部局職員の健康管理に関すること(心のケアに関することを含む)
	総務学事課	私立学校との連絡調整に関すること
	財産管理課	県有地の情報に関すること。
企画政策部	企画調整課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	広報広聴課	広報に関すること
	交通政策課	交通事業者との連絡調整に関すること 三沢空港との連絡調整に関すること 青い森鉄道との連絡調整に関すること
環境生活部	県民生活文化課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	環境保全課	公共用水域及び地下水の水質監視に関すること(中核市の地域を除く)
	自然保護課	野生動物及び野鳥の調査等に関すること
健康福祉部	健康福祉政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 社会福祉施設に係る家畜等の飼養状況調査に関すること
	保健衛生課	人の健康に関する相談、調査、広報に関すること 生産者等・防疫従事者の健康調査に関すること(高病原性鳥インフルエンザ等人の感染に係る健康調査に限る) と畜場、食鳥処理場等との連絡調整に関すること 飲用水の安全対策に関すること
	障害福祉課	生産者等の心のケアに関すること
商工労働部	商工政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 商工業の金融に関すること
県土整備部	監理課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	道路課	県管理道路及びその施設等に関すること 道路占用許可に関すること
	港湾空港課	港湾における消毒の協力に関すること

危機管理局	防災危機管理課	部局の人員確保に関すること 危機対策本部の運営に関すること 自衛隊の災害派遣要請に関すること 危機管理対策の総合的調整に関すること
観光国際戦略局	観光企画課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 観光施設等に対する周知に関すること
エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
出納局	会計管理課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
教育庁	教育政策課	危機情報の連絡調整に関すること
	職員福利課	教育庁における人員確保に関すること
	学校教育課	公立学校の家畜及び鳥類の飼育に関すること 学校行事に関すること。(スポーツ健康課所管分を除く。)
	学校施設課	県立学校の畜舎及び家きん舎の管理に関すること。
	スポーツ健康課	学校における保健管理に関すること 学校における保健指導に関すること 通学路等の安全性確保に関すること 学校給食に関すること スポーツ行事に関すること(学校行事を含む。)
	文化財保護課	史跡名勝天然記念物・遺跡に関すること
県警察本部	保安課(地域課、交通規制課)	交通の規制等に関すること 家畜伝染病予防法に基づく取締りに関すること
農林水産部	農林水産政策課	防疫作業への動員に関すること 農林水産部本部の運営に関すること 危機情報の連絡調整に関すること 部局間の調整に関すること 広報に関すること
	総合販売戦略課	農畜産物の流通、安全性に係る知識の普及、風評被害に関すること
	食の安全・安心推進課	食品の安全性に係る連絡調整に関すること 肥料の調査に関すること
	構造政策課	家畜等との触れ合い体験に関すること
	林政課	国有林野の活用に係る連絡調整に関すること
	農村整備課	埋却溝の造成等防疫作業に係る連絡調整に関すること
	畜産課	危機対策本部運営の支援に関すること 農林水産部本部の運営に関すること 家畜防疫全般に関すること 畜産経営に対する助成に関すること

(4) 地方支部関係機関の役割

地方支部における各関係機関の主な役割は原則として次のとおりとし、担当部署は、それぞれの役割に応じた対応を具体的に進める。

機関名		主な役割
地域連携部		地方支部の設置・運営の支援に関する事 関係機関並びに市町村・団体等の連絡・調整に関する事
環境管理部		公共用水域及び地下水の水質調査(試料採取)に関する事 (中核市の地域を除く)
地域健康福祉部	保健総室	人の健康に関する相談、調査、広報に関する事 生産者等・防疫従事者の健康調査に関する事(高病原性 鳥インフルエンザ等人への感染に係る健康調査に限る) 飲用水の安全対策に関する事
	福祉総室	社会福祉施設に係る家畜等飼養状況調査に関する事
地域整備部		県管理道路及びその施設等に関する事
環境保健センター		公共用水域及び地下水の水質調査(分析)に関する事(中 核市の地域を除く)
動物愛護センター		動物取扱業に対する指導に関する事
食肉衛生検査所		と畜場及び食鳥処理場における検査体制の強化に関する 事
教育事務所		市町村立学校との連絡調整に関する事
警察署		交通の規制等に関する事 家畜伝染病予防法に基づく取締りに関する事
地域農林水産部	畜産課 (東青・中南: 農業普及振興室)	地方支部の設置・運営に関する事 県危機対策本部との連絡・調整に関する事 畜産経営に対する助成に関する事 防疫従事者の移動手段の確保・手配に関する事 集合施設の確保・手配に関する事
	指導調整課	防疫資材の調達に関する事 防疫従事者の動員に関する事 埋却委託契約等に関する事
	農業普及振興室	農畜産物の流通、安全性に係る知識の普及、風評被害に関 する事 消毒ポイントの設置・運営に関する事 集合施設の設置・運営に関する事
	林業振興課	野鳥の情報収集・相談対応に関する事 現場事務所の設置・運営に関する事
	水利防災課 (下北:農村整備課)	埋却溝の造成等の埋却作業に関する事
	家畜保健衛生所	家畜防疫全般に関する事 消毒ポイントの選定に関する事 埋却地の確保に関する事 まん延防止対策の徹底に関する事

(5) 地方支部における防疫体制

- ア 地方支部及び各防疫拠点の分担事務事項は、原則として下表のとおりとし、各班長がこれを統括する。
- イ 地方支部事務局は必要に応じ、構成員を追加できるものとする。
- ウ 各防疫拠点で作業に従事する職員については、各地域の職員数等の実情に合わせ、他部職員を配置することや1つの班・係が複数の班・係の役割を兼務することができるものとする。
- エ 発生農場において防疫従事者の指揮等に従事させるため、家畜防疫員等からなる防疫対策チームを組織し、本病発生時に現地家畜保健衛生所に派遣する。
- オ 地方支部の円滑な運営のため、各地域の畜産関係職員（畜産課、農業普及振興室）からなる支援グループを組織し、本病発生時に地方支部に派遣する。
- カ 従事時間については、原則として、地方支部及び家畜保健衛生所は12時間2交代、その他の各防疫拠点は8時間3交代とする。

【地方支部及び各防疫拠点の主な分担事務事項】

防疫拠点	班・係名	班長(総括管理者)・係長	係員	分担事務
地方支部	現地運営・情報班	地域農林水産部次長		○地方支部の運営 ○防疫作業等の進捗管理、県危機対策本部への連絡
	動員支援係	地域農林水産部職員		○防疫従事者の移動手段の手配
	健康調査係	地域健康福祉部職員		○健康調査に係る連絡調整 ○健康相談窓口の設置に係る連絡調整
	動員連絡係	地域農林水産部畜産課、農業普及振興室畜産担当、指導調整課、支援グループ		○動員に係る連絡調整
	資材連絡係			○資材の輸送・受入れに係る連絡調整
	集合施設連絡係			○集合施設の確保・連絡調整
	現場事務所連絡係			○現場事務所に係る連絡調整
	埋却(焼却)作業連絡係			○埋却・焼却に係る連絡調整
	防疫作業連絡係			○発生農場に係る連絡調整
	消毒ポイント連絡係			○消毒ポイントに係る連絡調整
	現地防疫班	現地家畜保健衛生所長		○発生農場・焼埋却場における防疫作業の総括
集合施設	集合施設統括連絡員	農林水産部職員		○危機対策本部の指示対応及び情報伝達 ○自衛隊との調整 ○地方支部との連絡調整
	集合施設班	地域農林水産部(農業普及振興室、水産事務所)		○集合施設の設置・運営の統括 ○当日の作業日程、留意事項の説明
	施設運営係		地域連携部、環境管理部、県税部等	○会場の設営 ○防疫従事者の受付、誘導 ○駐車場の確保、車両の誘導・整理 ○防護服着衣補助

	資材管理係			○資材の管理(在庫確認、補充、保管)
	健康確認係 *鳥インフルエンザ以外の発生時に限る		地域連携部、 環境管理部、 県税部等 保健総室職員	○健康確認会場の設営※ ○動員作業者の健康確認※ ○健康相談窓口等の説明※ ○当日の健康相談への対応
	集合施設保健衛生係 *鳥インフルエンザ発生時に限る	保健総室職員	保健総室職員	○健康調査会場の設営 ○防疫従事者の健康調査
現場事務所	現場事務所班	防疫対策チーム		○現場事務所の運営、総括 ○事故等発生時の対応
	防疫連絡員	農林水産部畜産課職員		○危機対策本部の指示対応及び情報伝達 ○地方支部との連絡調整
	埋却作業連絡員	農林水産部農村整備課職員		○汚染物品の埋却作業について、埋却地との連絡調整
	現場事務所運営係	地域農林水産部職員 (林業振興課、水産事務所)	地域健康福祉部職員 (福祉総室、 こども相談総室等)	○現場事務所の設置及び運営 ○防護服着脱補助、防疫従事者の消毒 ○資材の管理(在庫確認、補充、保管) ○体調不良、傷病等への対応
発生農場	発生農場班	防疫対策チーム		○防疫作業の進行管理、総括 ○現場事務所との連絡調整 ○病原体拡散防止措置 ○事前の農場調査
	評価係	家畜保健衛生所職員	評価人	○家畜等、汚染物品の評価
	殺処分係	防疫対策チーム	県職員等	○殺処分進捗状況の管理 ○家畜等の殺処分、汚染物品の処理、畜舎消毒
埋却地・焼却場	埋却(焼却)班	地域農林水産部職員		○地方支部との連絡調整 ○事前の農場調査
	埋却(焼却)作業係	地域農林水産部職員	県民局職員	○処分家畜等の運搬・埋却・焼却に係る調整
	埋却(焼却)防疫係	防疫対策チーム		○処分家畜等の運搬・埋却・焼却に係る指示
消毒ポイント	消毒ポイント運営班	農業普及振興室		○地方支部との連絡調整 ○機材、資材管理 ○消毒ポイントの巡回、状況の確認
			地域農林水産部 (農業普及振興室)、 地域整備部等	○車両消毒作業、作業報告

(6) 各防疫拠点における人員配置

以下を参考とした上で、各地域県民局において関係部署の実情を勘案し配置を行う。

ア 集合施設

- ・集合施設は、8時間3交代制とし、動員人数は以下のとおりとする。
- ・危機対策本部からの指示への対応、情報伝達、自衛隊との調整、地方支部との連絡調整を行う「集合施設統括連絡員」を本庁農林水産部から派遣する。
- ・集合施設班長は、集合施設統括連絡員と連携し、集合施設の設置・運営の統括を行う。

- ・集合施設班長、施設運営係長、資材管理係長は地域農林水産部（農業普及振興室、水産事務所）の職員とし、その他の班員や係員は地域連携部、県税部、環境管理部の職員を中心に担当する。
- ・高病原性鳥インフルエンザ等発生時における集合施設保健衛生係は、「青森県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル【健康調査編】」において定め、また鳥インフルエンザ以外の疾病発生時における健康確認係についても別途定めるものとする。
- ・集合施設の設置・運営においては、市町村等からの協力を得ることとし、日頃から情報連絡会議及び防疫演習により協力体制を構築する。

	動員人数 (人/回)	延べ人数 (人/日)	担当部署
集合施設	13	39	8時間×3交代制
うち本庁農林水産部	1	3	農林水産部
うち地域農林水産部	3	9	農業普及振興室・水産事務所
うち他部	9	27	地域連携部、県税部、環境管理部、市町村等
役割分担内訳			
集合施設統括連絡員	1	3	農林水産部
集合施設班長	1	3	農業普及振興室・水産事務所
施設運営係長	1	3	農業普及振興室・水産事務所
施設運営係	3	9	地域連携部、県税部、環境管理部、市町村等
資材管理係長	1	3	農業普及振興室・水産事務所
資材管理係	6	18	地域連携部、県税部、環境管理部等

イ 現場事務所

- ・現場事務所は、屋外作業であることや作業内容の負担を考慮し、8時間×3交代制とし、動員人数は以下のとおりとする。
- ・危機対策本部の指示への対応、情報伝達、地方支部との連絡調整を行う「防疫連絡員」を農林水産部畜産課から派遣する。
- ・汚染物品の埋却作業における連絡調整を行う「埋却作業連絡員」を農林水産部農村整備課から派遣する。
- ・現場事務所班長は家畜保健衛生所職員、現場事務所運営係長は地域農林水産部（林業振興課、水産事務所）の職員とし、現場事務所運営係員は地域健康福祉部（福祉総室、こ

ども相談総室)の職員を中心に担当する。

- ・現場事務所班長は、現場事務所の設置・運営において、状況に応じて防疫従事者(動員者)へ作業を指示する。
- ・農場出入口の車両消毒は、現場事務所に対応することとし、現場事務所班長は、状況に応じて防疫従事者へ作業を指示する。
- ・現場事務所の設置においては、市町村等からの協力を得ることとし、日頃から情報連絡会議及び防疫演習により協力体制を構築する。

	動員人数 (人/回)	延べ人数 (人/日)	担当部署
現場事務所	8	24	8時間×3交代
うち農林水産部	1	3	農林水産部畜産課
	1	3	農林水産部農村整備課
うち地域農林水産部	1	3	林業振興課、水産事務所
うち他部	5	15	福祉総室、こども相談総室等
役割分担内訳			
現場事務所班長	(1)	(3)	防疫対策チーム(総数に含めず)
防疫連絡員	1	3	農林水産部畜産課
埋却作業連絡員	1	3	農林水産部農村整備課
現場事務所運営係長	1	3	林業振興課、水産事務所
現場事務所運営係	5	15	福祉総室、こども相談総室等

ウ 消毒ポイント

- ・消毒ポイントは、屋外作業であることや作業内容の負担を考慮し、8時間×3交代制とする。
- ・ポイント1か所当たりの班編成は、原則として以下のとおりとし、県民局職員4人のほか、警察署又は警備業協会員1人の計5人により構成する。
- ・応援依頼により市町村又は関係団体職員等が加わる場合は、県民局職員の人数を減じて差し支えないが、各ポイントに県民局職員を少なくとも1名ずつ配置する。
ただし、消毒ポイントの消毒作業に支障がない場合で休日・夜間等も対応可能な緊急連絡体制を構築している場合は、各消毒ポイントの各地域県民局職員は必ずしも常駐せず、巡回等により消毒ポイントの円滑な運営を実施する。
- ・消毒ポイント運営班長は、地域農林水産部(農業普及振興室)の職員を1名配置し、各ポイントを巡回することにより対応する。
- ・消毒ポイント運営班は、地域農林水産部及び地域整備部職員を中心として、地域県民局等の職員全体で対応する。

	動員人数 (人/回)	延べ人数 (人/日)	担当部署
消毒ポイント	5	1 5	8 時間×3 交代制
うち農林水産部	1	3	農業普及振興室
うち他部	4	1 2	地域整備部、市町村等
役割分担内訳			
運営班長	1	3	農業普及振興室
運営班員	4	1 2	地域整備部、市町村等

(7) 危機対策本部と地方支部の連絡体制

県危機対策本部内の農林水産部本部と地方支部との連絡は、図10のとおり行うものとし、地方支部は、各担当者を毎年度始めに定める。

畜産課衛生・安全グループは、担当者を取りまとめ、地域農林水産部及び家畜保健衛生所に送付する。

(8) 防疫資材の備蓄施設の対応

東青及び三八地域県民局は、防疫資材積込係（3名程度）を配置し、各家畜保健衛生所と調整の上、資材の積み込みを行う。

(9) 防疫作業従事者等の体調不良発生時の対応

ア 現場情報連絡員の配置

防疫作業従事者の作業中に体調不良者が発生した場合、現場事務所班長の対応をサポートする「現場情報連絡員」を農林水産部職員から動員班当たり2名程度指定する。

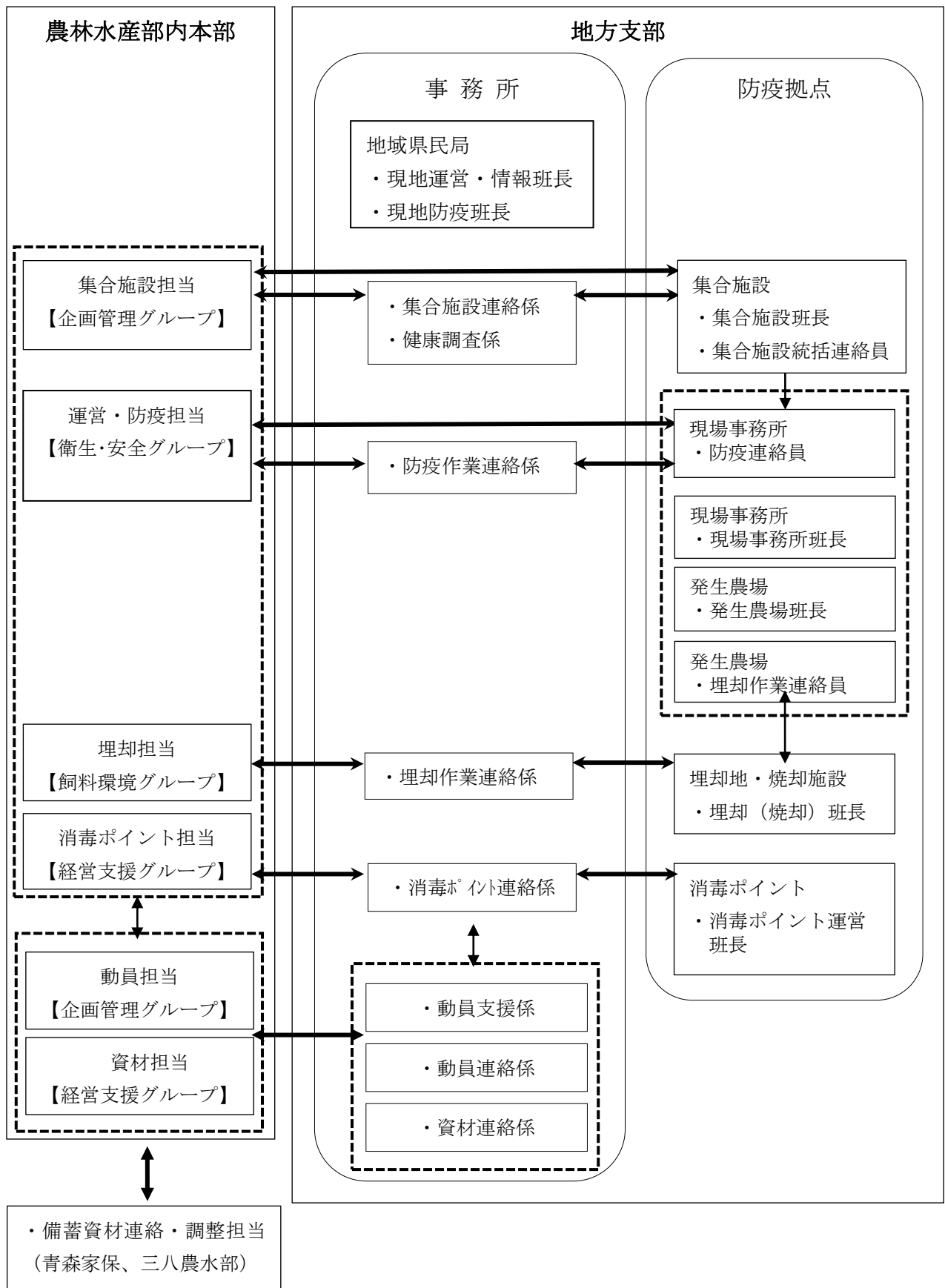
イ 緊急搬送車両の配備

(ア) 救急要請が必要な場合に備え、救急車の出動についてあらかじめ要請する。

救急車の要請については、事前に消防本部等を情報連絡会議の構成員とするなど情報共有する。

(イ) 救急要請が必要ない場合は、地方支部が確保し、農場に待機させる公用車により、集合施設に搬送する。

図 10 農林水産部局内本部と地方支部との連絡体制



6 広報体制

(1) 報道監

広報については、危機対策本部が報道監を定め、一元的に行う。また、定時的に記者発表等を行う。

報道監設置後は、報道機関との対応窓口は報道監に一元化するものとし、防疫対応の遅延につながるおそれがあることから、畜産課等の関係課への直接取材は控えるよう報道機関に申し入れる。

また、地方支部においては、原則として報道対応を行わない。

(2) 広報手段

広報手段は迅速な伝達を行うため、記者会見による報道機関への資料提供とホームページ等の県広報媒体を活用し随時行う。

(3) 広報内容

ア 特定家畜伝染病を疑う事例の確認

公表時期等を国と協議の上、農林水産部次長が事例の概要について報道機関に公表する。

イ 特定家畜伝染病の患畜等の決定後

(ア) 特定家畜伝染病の患畜等を決定した場合、直ちに危機対策本部を設置し、報道機関に公開した危機対策本部会議を開催し、患畜等決定について本部長である知事が発表を行う。

(イ) この他の広報内容は、農林水産部長が統括調整部長の指示により決定し、必要に応じて知事、副知事の了解を得て危機対策本部として公表する。

(ウ) 患畜等決定後から防疫措置終了までの対応内容や進捗状況については、定時記者会見を午前1回、午後1回を目処に開催し、報道監が報道機関に公表する。

(4) 相談窓口

ア 「東北・北海道発生期(フェーズⅢ)」においては、畜産課及び各家畜保健衛生所内に家畜等の健康や畜産経営の相談に係る窓口を設置する。

イ 「県内発生・初期(フェーズⅣ)」においては、上記のほか、野生鳥獣の調査、人の心身の健康や経営・金融に対応する相談窓口を関係部局に設置する。

ウ 収束後も、家畜等の所有者や防疫従事者が精神的ストレスを継続している事例があることを鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細かな対応を行う。

7 各機関等との連携・協力体制の構築

県は、特定家畜伝染病防疫対策の推進に当たり、次のとおり市町村及び畜産関係団体、その他の関係機関、畜産に携わる事業者等、県民との連携・協力体制を構築する。

(1) 市町村の役割

ア 事前検討事項

(ア) 市町村対策本部を設置する場合の時期、構成等

(イ) 防疫対応

- ① 現地防疫活動への動員方法、動員者のリスト化
- ② 埋却候補地のリスト化
- ③ 焼却、化製処理施設との調整
- ④ 地域住民への説明方法
- ⑤ 消毒ポイントの検討（消毒に必要な用地、水、電気等の確保）
- ⑥ 制限区域設定方法（字界等を示す行政単位図の準備等）
- ⑦ 防疫活動の従事者の集合施設の場所

(ウ) 市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

イ 東北・北海道で発生が確認された場合

(ア) 県内発生に備えた市町村対策本部設置の準備

(イ) 防疫対応

- ① 防疫措置（動員、消毒ポイント・集合等場所の設定）の準備
- ② 県内への侵入を防止するための消毒に対する協力

(ウ) 市町村民への情報提供

ウ 県内で発生した場合（自らの市町村以外）

(ア) 必要に応じた市町村対策本部の設置

(イ) 防疫対応

- ① 防疫措置（動員、消毒ポイント・集合等場所の設定）の準備
- ② 自らの市町村内への侵入を防止するための消毒ポイントの運営

(ウ) 市町村民への情報提供

エ 自らの市町村内において異常家畜等が発見された場合

県から特定家畜伝染病を疑う異常家畜等が発見した旨の通報があった場合の対応

(ア) 市町村対策本部の設置準備（混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う）

(イ) 防疫対応

- ① 現地防疫活動の動員者の確保
- ② 防疫活動の従事者の集合施設（例：公民館、体育館等）の準備
- ③ 埋却地等、集合、消毒ポイント場所選定
- ④ 通行遮断時の代替道路の検討、通報の準備等
- ⑤ 市町村道の通行遮断の対応

オ 患畜等と決定した場合

(ア) 市町村対策本部の設置

(イ) 防疫対応

- ① 埋却地等の決定及び周辺住民への説明
 - ② 発生地周辺の通行遮断（県への報告、住民への説明）
 - ③ 現地防疫活動の補助業務（集合施設の設置・運営）
 - ④ 処分対象家畜等の評価
 - ⑤ 消毒ポイントにおける通行車両の消毒
 - ⑥ 防疫活動の従事者の受付等、健康調査（あるいはその補助業務）
 - ⑦ 発生状況確認検査及び清浄性確認検査の補助（検査対象農場への同行等）
- （ウ）市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

（２）畜産関係団体の役割

ア 事前検討事項

特定家畜伝染病を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や家畜等の健康観察等について生産者に対し指導及び支援を行う。

（ア）管内で発生した場合に備えて検討する事項

- ① 家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
- ② 現地防疫活動への動員方法、動員者のリスト化
- ③ 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

（イ）管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項

- ① 家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
- ② 防疫作業への動員協力の検討
- ③ 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討
- ④ 民間獣医師及び家畜防疫員ＯＢ（民間等獣医師）動員の検討

イ 近隣県において特定家畜伝染病が確認された場合

（ア）県内発生時に備えた現地防疫活動への協力準備

- ① 現地防疫活動を補助する動員者の選定
- ② 防疫活動に必要な機材の準備

（イ）県内への侵入を防止するための消毒の実施又はその協力

- ① 家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力
- ② 団体構成員への情報提供

ウ 管内において異常家畜等が発見された場合（県から特定家畜伝染病を疑う異常家畜等が発見した旨の通報があった場合）

（ア）現地防疫活動の準備（混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う）

（イ）家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力

エ 患畜等と決定した場合

（ア）現地防疫活動の動員者の確保

（イ）消毒ポイントにおける通行車両等の消毒の協力への準備

（ウ）家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動の制限あるいは自粛の指示

（エ）団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

（オ）現地防疫活動の補助業務

- ① 家畜等の保定、運搬に係る補助

- ② 家畜等の死体等の埋却に係る補助
- ③ 家畜等舎等の消毒等に係る補助
- (カ) 団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策）
- (キ) 民間等獣医師の動員

8 防疫演習の実施等

（１）防疫演習の実施

県は、特定家畜伝染病が県内において発生、感染が拡大し、まん延防止が困難となる同時多発のシナリオも想定し、全庁的あるいは地域県民局を中心とする地域対応に関する計画を策定し、演習を実施する。

この演習により本マニュアル等を検証する。

（２）マニュアルの見直し

防疫演習の実施等を踏まえ、対策の評価を行うとともに、国の特定家畜伝染病対策の見直し状況も勘案し、必要に応じて随時本マニュアルを見直す。

9 防疫計画の作成及び事前調査の実施

（１）防疫計画の作成

各地域県民局地域農林水産部は、事前に管内の100羽以上家きん飼養農場、豚及びいのしし飼養農場、大規模牛飼養農場について、家畜の所有者と連携し、農場ごとの防疫計画を作成し、防疫対応の役割分担について事前調整する。

また、管内の家畜等飼養農場において疑い事例が発生した場合は、防疫計画の確認作業のみを行い、初動防疫の迅速化を図るものとする。

防疫計画の作成に当たっては、本マニュアル防疫対応編の2の(1)に示す項目を盛り込むとともに、実効性のある計画とするため、農場、埋却候補地、集合施設、消毒ポイント設置場所等の現地調査等を行うものとする。

また、農場の飼養状況の変更等により防疫計画を修正する必要があるときには、速やかに更新する。

（２）事前調査の実施

管内の家畜等飼養農場において疑い事例が確認された場合、各地域県民局地域農林水産部は事前調査班を編成し、発生農場及び埋却（焼却）候補地に出向き、事前に作成した防疫計画の再確認又は修正を行う。

事前調査班の構成員は、発生農場班長（家畜保健衛生所）、現場事務所班長（家畜保健衛生所）、埋却（焼却）班長（地域農林水産部）とし、可能な限り市町村担当者を加えるものとする。

事前調査の結果については、速やかに畜産課衛生・安全グループに送付する。

10—1参考1 野生いのししにおいて豚熱等が確認された場合の対応

(1) 疑い事例発生時の対応

県は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき実施する野生いのししの調査の結果、青森家畜保健衛生所における遺伝子検査が陽性となり、野生いのししに豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、国に報告の上、直ちに当該いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。感染が確定した場合には特定家畜伝染病防疫指針に基づき必要な防疫対応を実施する。

ア 庁内情報連絡会議の開催

農林水産部本部は、疑い事例についての情報共有及びいのしし確認地点の豚等の飼養状況により、必要な防疫対応を実施する場合には、庁内情報連絡会議を開催し、関係課内に対してその内容を共有し準備を行う。

(2) 病性判定時の対応

県は、確定検査により野生いのししが陽性であると判定された場合には、事例の公表、関係者への情報提供及び周辺農場・地域への必要な措置を実施する。この際、家畜において特定家畜伝染病が発生した場合の危機対策本部関係課、地方支部関係機関の役割分担に準じて対応する。

ア 報道機関への公表等

野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定されたときは、事例の内容や今後の防疫措置について国と調整の上、報道機関に公表する。

イ 移動制限区域の設定

本県は、豚熱ワクチン接種区域であることから、接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。

ウ 当該野生いのししが確認された地点周辺の環境や豚等飼養状況等を考慮し、必要に応じて、以下の対応を行う。

① 県危機対策本部及び地方支部の設置

豚等の飼養状況等により、緊急的に全庁的な防疫対応が必要と判断される場合には危機対策本部を設置し防疫対応を行う。

② 通行の制限又は遮断

当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。

③ 消毒ポイントの設置

ウイルスの感染拡大を防止するため、家畜保健衛生所長が必要と判断した場合、感染した野生いのししの確認地点、周辺の山道出入口、豚等飼養農場等、周辺の状況に応じて消毒ポイントを設置し、畜産関係車両や一般車両の消毒を実施する。

野生いのしし豚熱初動対応フロー

死亡いのしし発見の連絡、捕獲いのししの材料採取の連絡

